

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月副刊

MAGAZINE

OF THE PRISON.

SOCIETY OF JAPAN.

No. 11. NOVEMBER, 1907.

VOL. XX.

監獄協會雜誌

明治四十一年

十一月二十日發行

本月一回二十日發行

第 貳 拾 卷

第 拾 壹 號

監 獄 協 會 發 行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

第二十卷第拾壹號目次

○論 說……………(一頁)

●監獄事業と地方機關の聯繫を望む……………早崎 春香

○寄 書……………(八頁)

●假裝の謹慎を如何に處理す可き乎……………山 人

●同舟諸君に誨を乞ふ……………天 常

●第二課教務所聯絡論……………久 生

○統 計……………(二八頁)

●明治四十年九月末日現在全國囚人罪名別表……………

●明治四十年九月末日現在全國在監人員監獄別表……………

○救護事業……………(二三頁)

●神の聲は聲にも聞ゆ……………

●函館出獄人保護會……………(三一頁)

○雜 錄……………(三一頁)

●東京便……………

●石澤翁經歷談……………

●犯罪防遏の三大機關……………

●臺灣の典獄會議……………

●獨逸の犯罪増加……………

●布哇司獄官の日本監獄觀……………

●臺灣監獄の製作品販賣……………

●函館監獄の死者追吊會……………

●寄贈物品受納に就て……………

○地方通信……………(五〇頁)

●叙任辭令……………(五〇頁)

●監獄協會……………(五五頁)

第二十卷第拾號目次

○論 說……………(一頁)

●監獄法及監獄法施行細則兩案に就て……………兒島 三郎

●監獄則改正に就ての希望……………高井 玉三郎

●刑期を短くして行刑の効果を擧ぐる方法如何論……………藤木 香雪

●監獄の性質を論ず……………(四頁)

○寄 書……………(四頁)

●典獄任用試験に就ての專見……………天 常

●教誨と囚人自身との關係……………二 村 太

●看字教習に就て……………山 川 定

●京城便……………(二五頁)

○統 計……………(二五頁)

●明治四十年八月末日現在全國囚人罪名別表……………

●明治四十年八月末日現在全國在監人員監獄別表……………

○救護事業……………(三〇頁)

●四十五年目の母子再會……………原 胤 昭

●北海道網走の保護事業……………

●愛媛の保護事業……………

○雜 錄……………(三八頁)

●丁未課軍抄録……………岳 洋 生

●石澤翁經歷談……………

●四人書信の封筒……………

●犯罪季節の見たる刑事被告人……………小 河 滋 次 郎

●裁判官の見たる刑事被告人……………

●羽大縣教師協議會……………

●電信利用の誠談書……………

●東本願寺派の教務講習會……………

●刑事學會創立……………

●臺灣の免囚保護場設立……………

●免囚保護事業獎勵費……………

○雜 俎……………(六三頁)

●監獄協會記事……………

監獄協會雜誌第貳拾卷第拾壹號

論 說

監獄事業と地方機關の聯繫を望む

(監獄則改正に就て)

監獄制度の標的として監獄事業の羅針盤として缺くべからざる監獄則及監獄則施行細則は明治二十二年の發布に係り爾後一二の改廢ありたりと雖も現行刑法の旨義を離るべからざるか故に刑法の改廢行はれずんば監獄法規の根本的改廢も爲し難く爲めに現行監獄則及同施行細則は頗る舊套を脱せざるものあり此を以て時勢の要求する所のものは便宜的手段を以て補足彌縫したるもの少からざりしが改正の間に委譲せられつゝあり近時耳にする監獄法及監獄法施行細則の兩案是れなり兩案の内容の精確なる所は知悉するを得ずと雖も傳ふる所に謬りなくんば浩瀚詳細而かも之れか審議に關する委員は造詣深き専門家なれば必ずや大に觀るべきものあるを疑はずと雖も監獄事業の利害得失を法文の上に視るか若くは缺くるあるを感ずるに於て緘黙に付するは自己の本領を忘却したるの誹を免るべからざる信じて敢て無辭を添ゆるあらんとす

監獄は別天地なり社會の縮寫圖なり活世間に存在する幻影は總て包有すと稱するも不可なく其事業は

るや複雑廣汎多岐に涉れり此廣汎なる事業を遂行せんには社會諸有の機關と聯繫するを要する當然の理なり就中監獄囚徒の教育と云ひ教誨と云ひ衛生と云ひ若くは作業と云ひ悉く社會通有の形象と相伴ふに非ざれば圓滿なる解決を與ふること難しとす、近時出獄人保護事業に就ては社會人士の一顧を得較々救護團體と聯繫するに至れるは聊か人意を強ふするに足れりと雖も其他の事業に至つては猶孤立阻隔の境涯に在るものゝ如し是れ吾人の憂とする所而して常に排除せんと希ふ憂なり換言せば社會諸種の機關と社會有識の人士と意思の聯絡を圖るにあり翻て改正監獄法及監獄法施行細則の内容を窺ふに毫も其旨趣を明示したる述なく唯僅に施行細則に於て異宗派の僧侶神職又は宣教師の教誨を受けしむるの特例並に受刑者に給すべき作業賞與金の幾部を警察官署市町村役場又は出獄人保護機關に託し下付し得るの便宜法あると或は個人別には特種の病症には専門醫の診療を受けしめ又は出獄人保護事業經營者には接見を寛容するが如き二三の條項に過ぎず又監獄法に於て間接に關聯事項と認め得べき判事又は檢事の巡視する規程ありと云ふと雖も畢竟するに前者は事務上の手續に屬し後者は監督權の行使に外ならずして未以て充分なりと謂ふべからず吾人は想ふ、監獄に於ける教育、教誨、衛生、作業に就ては普國に於ける監獄則の如く當該事業に専門の智識を有する地方當局者の巡視を請ふが如きは時世の趨勢に伴ふ當然の要求にあらずや普國に於ては監督官署の巡視には構造の狀態を檢閲するが爲めには建築技師、教育の狀態を檢閲するが爲めには視學官、健康狀態及衛生的施設を檢閲するが爲めには衛生技師、作業の狀態を檢閲するが爲めには勸業技師を參加せしむるの規程あるを觀る、斯の如きは監獄事業を遂行するに指導者となり補助者となるべき樞要機關なり、吾國監獄の構造何如は幸に上級官廳に専門家あり必ずしも地方當局者の力を藉るに及はざるべしとするも教育と云ひ教誨と云ひ衛生作業と云ふが如き何れも孤立的經營に委ねんよりは寧ろ社會一般の狀態に照應するを以て勝れるものなるを信す現時吾國の巡視なるものは司法省の官吏に倚りて實行しつゝあり巡視官は監獄行政の

綱領に通曉せるや勿論なりと雖も監獄事業を解剖したる部分的末節に就ては専門家の智識技能に待つに非れば斷案を下し難きもの少しとせず假令専門の智識を有し技術に富みたりと雖も時々刻々變革せる監獄事業に對しては直に問擬し應用し得ざる場合あるを免れざるのみならず教育にせよ産業にせよ地方に依り盛衰あり肥瘦ありて一局部に特有の狀態を知悉することは極めて艱事に屬す殊に吾國の巡て効果を奏せんとするは手續き方法なりと謂はざるを得ず是れ吾人の普國の制度に倣ひ地方當局者の援助を待つ必要あるを叫ぶ所以なり、論者或は吾人の引用せる普國監獄は内務省に屬し隨つて地方當局者の巡視に參加するの便あるも吾國現時に於ける司法省所轄の下に其制度を行ふの難きを以て反問することあらん然れども吾人は所轄の移ると否とを問ふの要なし所轄の移轉は行政機關の組織の變更するに止り機關に有無の結果を來すにあらざるを以て司法省所轄の下に在りて之れか聯絡を圖るに難きを恕ふるの理由と看做すを得ず若し假りに地方當局者を持つ困難なる事情あるか又は地方に機關の備はらざる者に在りては當該事業に堪能なる専門家を上級官廳に置き巡視に參加せしむるは勿論常に監獄事業の上に獻策せしむることゝせば自他共に利する所あるべく而して巡視の度敷を頻繁ならしむること猶普國制度の如く少くも一年一回は必ず之を行ふことゝせば蓋し効果の觀るべきものあるを信するものなり諸種の機關と提撕聯袂する事は監獄法規の改正に伴ひ新に發生するにあらず現に其必要を感ずる所なりと雖も成法に明示なき事柄は動もすれば輕々看過せらるゝの嫌なきを保せざればなり現行監獄則に於て囚徒の傭工賃は地方の普通傭工賃に照して之を定むるの規程あるも彼此著しき等差ありて果して之を標準とせしや否怪訝に堪へざるもの少からずと吾人の屢聞く所なり之れ其規程の漠然たるに因るなきにあらざるか若し地方當局者の意見を徵するの明文存するあらば或は上級官廳に勸業技師の在るあらば甚しき等差あらざるべく、これあるも其理由を明確に知るの便ありて立に

之れが適否を稽査すること決して難からざるべし之れ社會一般の狀態と平衡を得ざる一例に過ぎずと雖も據るべき法鎖なきに座する一の欠缺たらざるなきを得んや、監獄事業は内外呼應以て發展の途を講せんことは吾人の希望なり法文の上に發現せんことは吾人の惻願なり而して以上例示の事項に就て最も其感を深くするものなり (K生)

幼年未成年の別異に就て

口頭にて述ぶる答にて綴りしが其機會を得ざれば

早崎 春香

諸君、世に哲學者の挨拶振と申すことあり其由如何にと承るに或る哲學者が一貴女を問ひしに、其の貴女の眼が小かりければ、右の哲學者先生、眞正直に貴嬢はいと々々御眼が御小さくゐられます、と述べけるを、同行の友人いたく氣の毒がり哲學者先生に對し、人に挨拶するには假令小さき眼なりとも大きなやうにあやなしほむるが作法なりと窃に忠告しけるより先生其忠告に従ひ今度は、貴嬢は御口も大きく御手も大きくゐらせられて大層御立派です、と言ひしより眞正直なる武骨なる挨拶振をば世に稱して哲學者の挨拶振とは申すことなむ

さて余の如き辭令に慣はざる者がたま々々口を開くときは假令哲學者ならずとも得てかくの如き挨拶振りに陥り易き者にて徒らに人の感觸を害するものあり、其れにまた浮世の一切萬事は筆舌に因りて言顯はざるが、如くにキチンとしたるものにはあらざるべし例は人の氣質の如き古來四種に類別すれど多血の人必ずしも生より死に至る迄多血質を以て終始一貫するものに非ざるが如し故に人間萬事は常に一定不變の言語や文字を以て其實を寫すこと能はざるなり、南洲先生が眞を寫せば虚となること寫眞を取られざりしは蓋し眞理なるべし、況んや寫眞ならざるものをや又況んや小き眼も大きな眼が如くにあやなしほめざれば人によろこばれざる浮世に於てをや殊にはまた進化論者の教る所によれば坐して考へたる事は唯藝術としてのみ其價値を認むる外實際上には何等の資する處も無かるべしといふに於てをや

余は其邊に聊感する處あり尤も明治三十六年の春監獄協會が出来上りて後第一回目の第一席に於て演壇に上り回らぬ舌を振つて兒童保護教育の必要なることを主張せし以來三年飛ばず鳴かずと自ら誓務めたり、然るに隙ゆく駒のあしはやく三年四年は夢の間に過去りて今は既に五年目の今日となり回顧すれば此五年の長き年月に於て唯一事斯道のために貢献したる處なく一向慚愧に堪へず、されど物の實驗は一夜の夢に千里を走るが如き容易の業にはあらざれば尙少なくも五年許の間、余は沈黙しては三年鳴かずなどいふこと止めにして毎日少しづつ鳴かざるべからざる道理あり且つ竊に承る處によりれば改正刑法も遠からず實行せらるべきよし其れに就て今日迄に於ける實驗上唯一事の希望を述べ置べきことこれなり

私に惟ふに今回は幼年監、未成年監は可成特設せらるゝものなるべしとしてさて其幼年と未成年とは大凡何歳を以て區別すべき乎、これ實に大切な問題なるべし、川越、熊谷に於て小河博士指導の下に今日迄の實驗したる所によれば一定にして而も普通の年齢は未だ見出すこと能はず、ろは各兒童の特質により、境遇により、教育により、其他種々の事情によりて相異なること所謂十八十色にして終に一定すべからざればなり、されば大略の年齢を以て謂ふときは大凡十五六歳が體的にも心的にも漸く獨立心が萌すと共に夢中時代より覺醒時代に移り初むる時なるが如し、されば十四歳以上大凡十

五六歳未満の兒童を幼年監に收容し、十五六歳以上大凡二十歳未満を未成年監に收容し各相當の處遇を爲すことに定められれば先以て適實に庶幾かるべき乎

大凡十五歳未満の兒童と、其れ以上の未成年を同一監獄に收容するもの如何に危険なるかを觀むが爲に余は茲に一の實例を擧ぐべし遂ひ此頃余の監獄に強盜傷人にて前科八犯の者入監せり、彼は今年三十二歳なるが最初十五歳にして少許の米を竊取し土地の監獄に二ヶ月間入監せり、其時警察留置場に入れられ警察の役人より首を打斬ると威かされて眞に首を斬らるゝかと痛く恐れしが一夜にして監獄に送られ三十日間許り未決の分房に置かれ猶恐ろしき止まず生きて歸らるゝことか、と子供心に深く危ぶみつゝ甚だ心配に堪へざりし處、既決となりて廣き監房に移さるゝや幼年、未成年雜居にて十八人の多人數が同居することゝて昨日迄恐ろしかりし畏怖心は一時に失せ去りしのみかは、彼の十八人中には諸國を経めぐりつゝ屢々監獄に出入したる先輩少なからず就中十八歳なる一人は足利より來りし者にて頻に足利の繁昌談を吹聴し又十九歳なる新潟縣人は得意に諸國の面白き話を説き聞かせければ自分も子供心に頻に繁昌する處に行きて見たくなり、其れに誘はれたる好奇の一念出監の後迄も失せ去らず大工の家に奉公中十六歳の時主人の金十六圓を持出し東京に出て異父姉の縁家先を尋ねたれど尋當てざる中警察に押へられて石川島に四ヶ月、次で土浦に一年六ヶ月、宇都宮に四年、熊谷に四月十五日、水戸に三年、前橋に一年六ヶ月と各竊盜罪にて入監し遂に今回強盜傷人にて徒刑に處せらるゝに至れりと彼は自ら語り且つ歎じて曰今に至り十八年前十五歳にして初めて監獄に入れられし時若しも自分を一人置かれたらむには自分は恐ろしき感念失せ去らずして遂に惡事より救はれしならむ乎と想はるれど當時何事も夢中にて今より回想すれば自分は全く惡事を習はむが爲めに監獄に入りたるかどばかり想ひやらるゝとて落涙せり

斯くて其十八歳なりし足利人の名を問へば一瞬間の考ふることもなく答て曰く野口鹽藏、其十九歳

なりしは、田邊セン太郎、センの字は、人偏に山を書きます、これこの本人は監獄に於て文字を習ひし外唯の一日も學校教育を受けず而も十八年前僅に二ヶ月間同監せし因みにより其同監者の氏名を確と記憶するのみならず名前の文字に至る迄忘却せざるは驚くべきに非ずや

此一例に依るも幼年と未成年とは區別する必要あること明瞭なるべし

諸君、余は元來未成年に刑罰を科すもの有害無益なるべきを信するが故に今回の刑法改正を好機とし未成年者は暫く刑罰以外に保護教育する趣向に改免せられむことを希望したれども不幸にして改正刑法に採用せられず、若し此議採用せられずば責めては成年と同一ならざる拘禁法、申さばエルマイラ式なりとも採用せられむことを祈りたれど是亦大願成就せず、猶責てもの心やりとしては同じ刑罰ながらも子供は子供らしき處遇法に依られむことを切望する餘り茲に訥辯を願るに遑なく敢て卑見を吐露せし所以なり、幸に諸君の御同情を得ば幸甚々々



假裝的の謹慎を如何に處理す可き乎

大阪監獄 霞 山 人

假裝的の謹慎とは、法語に所謂心理留保なるものと同一意味に於ける、意思と表示との不一致を云ふに在り、即ち假裝的なり、虚偽的なり、然れども謹慎なるものは、空虚のものに非ず、現有的の事實なり、故に意思と全く相容れざる外形を呈すと雖も、意識界に於て錯誤を來せるものなるも、表示の上に於ては何等の錯誤と認むべきものなし、固と假裝と謂ふは主觀的の觀念にして、一方謹慎とは客觀的の觀念なり、復假裝夫れ自身意思の反影なりと雖も謹慎も亦意思の動機なればなり、即ち假裝すべき意思あると同時に、謹慎すべき意思をも併せ有する事明かなればなり、唯意思にして前者は永續的なること、後者は一時的なることの差

あり、又以て前者は自然の意思なるに反し、後者は作爲的の意思たるの異なるあり、然りと雖も假裝するの意思と俱に、發生したるは謹慎に對する意思にして、兩者同一の觀念より出で、二個の作用を爲すもの之を名けて假裝的の謹慎と云ふ、而して吾人司獄當路者が、此の假裝的の謹慎に如何に多く遭遇しつゝあるかは、實に驚くに堪へたるものあり、就中累犯囚に於て最も然りとす、今此の多き假裝的の謹慎に遭遇して、抑も吾人は如何なる手段を以て處置すれば可なりや、之れ本論の題目にして、吾人些か所見あるあり、因て少しく披擲して、識者の叱正を請はんとす、吾人が此場合に處する手段二個あり、一は積極主義にして、一は消極主義なり、以下項を別ちて之を述べん、

(一) 積極主義 謹慎固と排斥すべきものに非ず、否寧ろ監獄として賞揚すべきものなり、求むべき現象なり、故に假裝の謹慎あるときも、假裝なる事に依つて、謹慎の總ての價值は破壊せらるべきも、之を歸納的に有効なる調和を試むるものなり、

之をして吾人は積極主義と云ふ、即ち現在の謹慎なる表示を以て、固定的彼の意識界を打破し、慾望心を抑別するに在り、然れども吾人は、曩に大分監獄の賢兄關幸太郎氏の説かれたるが如き、一個の豹變を夢み畢らんとするに非ず、即ち空想に非ずして、慥かに一個の實現的理想たらしめんことを欲するものなり、按するに此場合の多くは良智と悪智と奸詐と良行と、互に交叉の状態を呈しあるものにして、何れか一方の力の強きものが遂に勝利を制するものなり、然らば毎に衝突しつゝある、正義の觀念と、不正義の空想との、調和問題に非ずして、除却力の問題なり、良心克く悪智を拂ふを得べき乎、惡才強く良心を壓迫し克つ乎、唯此の二個の勝敗に歸着す、茲に於て吾人が此中間に介在して爲す處の策は、唯一なり即ち良行善智を賞揚すべしと、然れども吾人の策に非ず、吾人は全力を注いで、惡智反俗の破壊に勉むべきものと信ず、論者或は云はん、良心を啓發するも、惡心を排却するも一事表裏の關係ある而已矣、得利因果夫れ一のみ也と、吾人驗す一見論者の語味ムべ

きか如しと雖も、物には順序あるあり、事に始終ある如く、表裏の關係あるか爲めに直ちに、何れの方面よりするも是非ある事なしと斷するは早計なり、之れ反つて彼の寓策なればなり、彼の動機に乗するを不可と云ふに非ざるも、斯くては、何時かは、正義の存在を知らしめ、五常の天倫を悟らしむる機を得べき、彼れは遂に彼れに終らざる止まず、従つて此場合に於ては、表顯せる表示と表示の基本たる意思と相一致せる事を看破すると共に、之を破壊する事に勉むべし、否意思と行爲との連絡を謀る事に心を用ゆべし、之れ一面に於て良行を賞揚するに當り、一方に於て直接根底を打破するものにして、彼の寓策と衝突して、最終の勝利を欲する事を得べければなり、而して其根底を破ると共に、一方謹慎を鞏固ならしむる策を講せざる可らず、かくして全く成りたる彼の行爲彼の良心は、眞の良智なり、眞の謹慎なり、夫れ已に彼は根底に於て善良なればなり、如斯くして彼は良生活を爲すを得ん、已に彼れの惡策奸誦を爲すべき、總ての根本的因子は、拂ひ盡されたれ

はなり、依つて倍々謹慎を奨励するもの、之を積極的手段なりとす、

(二)消極主義 此の手段に在りては、假裝的なる謹慎其者を破壊するなり、之れ吾人が常に云ふ處にして、彼等を遇するは監獄場裡の靜謐平穩を望むべきに非ずして、社會の生計の基礎及共同生存の必要に應ずべきものにして、公序良俗に反せざるの人たらん事を求むるに在り、故に假裝的なる事を欲せず、根本的なる事を欲す、而已ならず、假裝の謹慎を濫りに賞揚するが如き事あらん乎、彼は遂に之を以て全く世間を胡魔化し去り得たり、乃至得べきものと信じ、延いて監外の生活に於ても此事を續行するが如きありては、爲めに彼等は再び前途を誤るなきを保し難きなり、茲に於て乎、苟も根本的良心の反影に非ざる、表示は各種の方面、各個の手段、訴へて、其虚偽なる部分及之を表揚せしむる動機となるべき、總ての分子を掃蕩せざる可らず、然らすんば到底良境遇を爲さしむる能はざるのみならず、彼の心裡は迷信往來し、社會的生活の以所と、共同生存の本意義を解する

之れ吾人の現在に於て採れる主義にして、其奏效の如何ば他評に任し、兎に角正義の觀念と、道德の觀念とを以て、人格を養成せんと欲せば、須らく此途を出づるの外なきものと信するが故に、茲に一言を費し、大方の教鞭を仰ぐものなり。

○同舟諸君に誨を乞ふ

山形 天 樂 生

余は前號に於て典獄任用試験に就ての卑見を草せり、其理由充分ならず偏に己の不學を耻すんばあらず、余は法律を研究するもの固より前號草せし如く倫理道德の造詣深きにあらず然りと雖も、余は孔孟の流を吸ひもの又多少の所信と讀書力とあり、監獄教誨に大なる常識より發展せし儒教を加味すべしとは余が持論なり、頃者偶々邦儒伊藤仁齋の中庸を讀む、余は常に大學と中庸とは語孟と共に聖門の寶典とするもの然りと雖も前號に、其一端を草せし疑義に就き洽く根本博士、久保文學士、稻垣、三輪田、内藤諸氏の解義書は固より宋

事を得ざるべきなり、故を以て吾人は、常に假裝的謹慎のある毎に、先づ之に向つて、打破を試み、彼の空想を破壊し去り、假裝の維持す可らざる、人倫の軌に非ざる事を了得せしめ、眞の謹慎なるものを求めしめ、味はしむるの方法手段を採るものなり、然りと雖も此事たるや頗る云ひ易く、行い難き事に屬し、何人も彼の爲めに方針を折らるゝを常とす、宜なり、开は彼等の是認を破り、交ふるに難き彼等の意思と相容れざる、正義若くは道德の觀念を合せしめんとするものなれば、其困狀云ふ可らず、實踐躬行倦まず、撓まざるの氣概あるの士にあすんば、窺ひ知り、行ひ畢る事能はざるなり、故に世人動もすれば姑息の手段を嬉び、監獄内の靜穩を之れ事とするものありと雖も、之れ窮極の策にして、監獄生存の必要に伴はざるなり、社會の要求に應ずる所以に非ざるなり、然り吾人が見る處は社會的生存なり、共同的生活なり、公正的人格者なり、獨り監獄内の平靜之れ吾人の望む其者に非ざるなり、然らば之れを打破し去り新なる、道を啓發せしむるの外策あるべからず、

儒の注釋等檢すと雖も、伊藤仁齋の疑義につき辯せしものあらず、又否定すべき論據を發見せず、茲に於てか獨立思想の興起と史的觀念の尊重とは共に車の兩輪たるを知る、思ふに前號述べし如く果して、吾が同舟社會に於て余が云ふ、天涯君の撰定せられし倫理道德學に就き學殖の充分たらるゝ先輩諸士ありや否や若しありとせば余が今引證する學說に就き明確充分の高説なかるべからず、余は茲に一例を擧げ、余が前號草せし卑見は輕薄盲動に云ひし者に否らざるの一證とせんとす、若し余が卑見に反對せんとするものは先づ余が引證せし學說の可否に就き斷定を下し余に教ふる所ありて後にせざる可からず、然らすして呶々の辯を費すと雖も蟬喧のみ蠻々たる匹夫の言のみ、若し斷定するの學殖を有すもの无くんば、余は自ら一の意見を草すべしと雖も、余の草せし卑見の立證のため、話を乞ふこと、せり
大學は地の東西時の古今學派の異同ありと雖も未だ一人の疑義を著けしものあらず、然りと雖も中庸の不完の書たるは余の言を待たず、先儒已に之

を認む、今中庸を繙くに其開卷第一に天命之謂性
 率性之謂道脩道之謂教（或る淺薄なる學者はこの
 率性の率なる字を深く究めず子思をして危険なる
 放任主義を執るものとせり全く匡正すべからざる
 誤謬に陥りたるものにして執るに足らず）道也者
 不可須臾離也可離非道也故君子戒慎乎其所不睹
 恐懼乎其所不聞莫見乎隱莫顯乎微故君子慎其獨也
 （性ありて教ある則ち老莊の學說と異なる所注意
 せざるべからず）喜怒哀樂之未發謂之中發而皆中
 節謂之中和也者天下之大本也和也者天下之達道也
 致中和天地位焉萬物育焉も是れ實に中庸第一章の
 大文字にして大學の三綱領五目と云ふべきものに
 屬し中庸の四千二百有餘の文字の倫理學は凡て之
 より發展せしものと信せしに揣らざりき左の異説
 あり、今茲に列舉して同舟諸君の可否の高説を求
 め、最後に余の卓見を陳述することとせり矣
 伊藤仁齋曰く
 喜怒哀樂之未發謂之中發皆中節謂之中和也者天
 下之大本也和也者天下之達道也致中和天地位焉
 萬物育焉の四十七字は本と中庸の本文に非らず

蓋し古しへ樂經の脱簡誤つて中庸の書中に攙入
 せし者のみ何を以て之を言ふ其說正に語孟に叛
 くのみならず之を一書の中に推して亦た相矛盾
 す第だ宋明諸儒多く禪を以て儒に付し孔孟の旨
 に合ふと否とを察せず故に其の言の孔孟に叛き
 しを知らず今十證を發して以て之を明かにす學
 者之れを審にせよ
 其六經語孟に叛くものを以て之を言へは未發已
 發の説の如き六經以來群聽人の書皆之れなきこ
 と一なり
 孟子業を子思の門人に受く當に其言を祖述すべ
 し而して又言はざるること二なり
 虞廷及三代の書皆已發を以て之を言ひ而して此
 處ひとり未發を以て言ふこと三なり
 典謨に言ふところ中の字皆發して節に當るの地
 を説きこれは反つて和を以て之を名づくこと四
 なり
 もし未發の中を以て言となすときは六經語孟皆
 有用無體の書たること五なり
 其一書の中自ら相矛盾するものを以て之を言へ

は此書本と中庸を以て篇に名つく當に専ら中孟
 の義を論ずへし而して首として中和の理を論ず
 ること六なり
 中の字后章しばしば出て皆已發を以て之を言ひ
 未た一の未發を以て云ふものならざること七な
 り
 且つ和の字の如き子思當にしばしば言ふべくし
 て終篇又た之に及ぶものなきこと八なり
 ことには喜怒哀樂發して皆節に中るを以て天下
 の達道となく而して後には君臣父子夫婦兄弟朋
 友の交を以て天下の達道となすこと九なり
 ことには大本達道を並稱して後には單に天下の
 大本をいふ偏して備らざること十なり（以下略）
 書して以て教を乞ふと云ふ

○第二課教務所聯絡論

集鴨監獄 常 久 生

抑人は社交的動物にして社交は其天性たるのみな
 らず相依り相資けて社會を爲すに非ざれば其生を

全ふする能はずは識者の教を恃たす三歳の村童
 も尙且つ之れを知る故に方今交際術に妙を得たる
 人物にあらずんば遂に人後の寒地を脱出するを得
 す而已ならず生存競争の激甚なる世に處せんこと
 は實に至難の業に屬す於茲乎吾人の以て一事業を
 經營し其美果を穫得せんことを欲せば自己以外の同情
 を待たざるべからず一家族の不和は家運の衰靡を
 來し一國々民の不和は遂に清韓の轍を踏ざるべか
 らず實に交情の厚薄と結團力の強弱とは人間處世
 上萬般の事業に當りて其成功如何に至大の關係を
 有するや知るべきなり
 監獄は社會の公敵たる罪囚改良を目的として吾人
 同職の活動する舞臺なり而して監獄には泰西斯道
 の先輩の所謂三尊てふ典獄教誨師醫師等其幾多
 の吏員ありて常に刑務に將た又教養に營々之
 れ努むと雖も未だ完全の域に達せず之れ何故ぞ斯
 道の大家曰く治獄の目的を達せんと欲せば須らく
 協同一致以て其任に當るに非らずんば其希望は木
 に據りて魚を求むるの痴劇に終らんのみと實に然
 り而して其局に當り直接の任務を有するものは實

に教誨師と第二課員とにあり然れども他課所員は絶對に囚人を教養改良するに毫も關係なしと云ふに非らず要するに唯直接間接の差を指すのみ否他課所員と雖も大に已上の二ヶ所員を援助所謂協同一致を以て其功果は始めて見るべきのみ又二ヶ所員は其援助を藉らざるべからず若し然らずんば萬事徒勞に歸せんのみ

而して今茲に第二課員を父教誨師を母囚人を子弟と假定せんか相互間に於ける職責上父母たる者は子弟を懲戒するの權あると同時に教育せざるべからざるの義務あるは勿論なりこの感念を脱しては司獄官たるものゝ本分は蓋し盡し得ざるものと信ず果して然らば父たる第二課員は慈愛の極時に鐵拳を子たる囚人に加ふるも可なり之れ懲戒權の發動たればなり然れども懲戒てふ名の下に自由を拘束し奇酷の行動を取てせざるの義務あるを忘るべからず而して母たる教誨師は父子の間に介立して兩者の調和を努め子を撫育し善良の道を歩ざるが如き行爲なからしめざるべからず而かも子を教養する第二課員と教務所員とにして聯絡其當を得ざ

るに於ては行刑界は遂に闇黒場裏たるのみ何んの罪囚即ち可憐なる同胞を教養し得んや而已ならず遂に監獄をして犯罪學校たりとの悲嘆をして吾人同職の耳朶を遠からしむることを得ざるべし此の聯絡即ち協同一致の強弱如何は子の成育上至大の關係を及すは必然即ち殺すも活すも之に胚胎すること甚大なり然れども之れ敢て兩者の不和ありと指摘するにあらず 密なるが上にも密なれど欲するに過ぎず何を以て之を云ふ子を教養する父たり母たる者の教育觀念若くは方針に些少の異見なしと云ふべからず其異見を融和し一致する必要は往々認むる所なればなり試に日常の羅針盤たる囚人身分帳を繕くへし子の行動を表示する視察表懲罰表の記入事項に甚しき衝突せる意見あるを知るべし此の反對意見の生ずる原由如何を想像するに一平素子を監督する時間の長短及び父母の職務の異なる各人觀察力の程度如何又は時に或は全く誤認等の致す結果なりと信ず人に依りて意見を異なるは毫も怪むに足らず又其の異なる處に特長あるも常に見る處なり故に各人の意見を一括し歩調

を揃へて進行するは不可能に屬すと云はんも教養感化を目的とする行動には常に協同一致に出でたるものならざるべからず父母たる者相和し相譲り以て其義務を遂行せんには天地雲泥黑白混交何れを源氏何方を平家と鑑定に苦しむが如き結果を生せざるべく少くも黑白の識別位は爲し得ん然るに現今の如く身分帳の幾部分は恰も黑白の裁判否筆戰場に亂用しつゝわるが如き觀あり子の運命は無我夢中に父母の左右する所となり子をして遂に南に從はんか北に從はんかと所謂適所に苦しむの結果遂に子をして事理の善惡を問はず父母二者の中間の強盛なる方に涙を呑んで敢て服従するの他に途なきの悲境に至らしむ兩者の意見を異にするの害惡實に恐れざるべけんや之れ決して輕々看過すべき閑問題ならんや此弊害を除くの可成的豫防策として先づ父母(第二課)の居所(事務室)を同一家屋内に建設し以て日々子に對する教育方法を討議し一途に其職に當るを以て策の得たるものなるを信ず聊か感ずる所あり記して識者に質す

○看守待遇の増進を望む

大阪 宮本 誠吉

嗚呼見すや世に最も悲酸なる月給取と云へば誰か先づ指を看守に屈せざる者あらん同じく是れ下級司法吏なりとは云へ警察の職務は司法と行政とを掌りて日々新なる社會に應接して多少見聞の擴まる丈にても何等かの慰安を求めつゝあるも憐むべし獨り看守のみは日々獄舎の一劃内に屈伸して虎狼に勝る瘠惡なる囚人と交はるの外は社會と語らず文明と親まず且には星を戴て出で夕べには月を踏で未歸らず二十四時間の勤務は超えて二三時弱を告ぐるに至り勤務に疲勞したる身は籠を出でたる鳥或は檻を脱けたる獸の如く漸く自由の身體となつて已が憐憐むべし五尺の壯漢海月に等しく最愛なる妻子の笑顔も親睦なる父母の慰安も聞くに耳なく見るに眼なく唯昏々として睡魔の虜となり有耶無耶の内に數時を過せば再び瘦軀を提げて激務に赴かざる可からず其心情其勞苦は實に言語の外にありて眼直に是れを見耳親しく其が語を聞か

は何人か座に襟を濡さるる者あらん宜なるかな兎
 暴殘忍常規を以て律す可からざる野獸に等しき囚
 徒と共に終日徹宵檻柵の内に在りて身命を惜ま
 奔走せる疲勞の賜なればなり之に於てか看守の待
 遇に就ては數年來終始一貫之れが増俸厚遇を絶叫
 しつゝありしは既に世の公認する處にして今更ら
 余の言を俟たざる所なり

然り薄給看守生活の程度は如何俾夫に劣る憐然た
 る有様にて歡かはしきや寒風破窓を打つ傾屋に
 饑て食飲を欲するも尙ふ能はざる貧乏世帯なり四
 百四病の病より貧程辛ひものはなしと實に余等憤
 懣之を打消さんとするも能はざる程穿り得て妙な
 りと信ず如何に表面は嚴重なる規律を遵奉して身
 は薄給看守の職に委ぬ刺へ奉職の當時は(家族に
 至る迄云々)の嚴誓を爲すも憐むべし生活の程度
 を裏面より觀破すれば眞に筆紙も當ならざる困難
 の有様にて萬事其宜きを得ざるより其行爲卑野に
 流れ勢ひ吾人の生命とする人格なるものは言に易
 く行ひ難きを覺ゆるなり人格は人の生命なり苟も
 入格なからんか如何に姿勢態度の威嚴を保つ官服

又は綺羅の美服を纏ふも如何に帶劔は又金鎖を耀
 かすも如何に威儀を繕ふも之に依て其價值を高む
 ると能はず所謂人格は則ち心靈にして奪ふ可から
 ざるものなり其外形に顯はるゝ一舉手一投手は心
 靈の指揮監督に基因するものにして心靈の卑野な
 れば其舉手投手も自ら卑野に心靈高潔なれば之れ
 に反す眞に人格は是れ人の生命ならん人格の高卑
 は所謂天賦に屬すれども亦境遇の如何に依るべく
 又教育の如何にも依るべし教育は天賦の欠缺を補
 ふ可きものにして若し夫れ教育なからんか假令天
 賦の人格を備ふも境遇の如何に依り漸く卑野に流
 るゝものごす嗚呼悲酸なるかな薄給に身を使役せ
 らるゝ下級の司法吏にして如何にして衣食住を能
 くし従て家族に至る迄体面を保つべくと嚴誓を能
 くし職に在りて嚴格なる規律を遵守するを得んや
 蓋し何事も一利一害は數の免れざる所にして其れ
 に伴ふ弊害も又多く侵入し來り自然に表面の誓は
 水泡に歸し了らんごす嗚呼吾人の記憶に存する最
 近の例にして身ば上流に在る某典獄以下二三吏僚
 の不正行爲如何其云ふ所卑野其行ふ處陋劣而かも

恬然公道を濶歩して耻ぢず盲者終に恐れざる傍若
 無人の行動豈に監獄官吏の不名譽不面目之れに過
 ぎたるものあらんや當に監獄官吏たるの體面を毀
 損せしめしのみならず實に以て帝國官吏全般の信
 用に不安危懼の感を興ふる者なり斯る高給の長官
 にして不道德行爲あるは憎むべく且つ怪しむべし
 と雖も幾他囚人の活摸範となり彼等を感化するの
 徳器あるを要する而も薄給看守の境遇にして其體
 面を維持する豈容易ならんや體面を維持するに困
 難なれば到底嚴誓を遵守して永久職を全ふする能
 はざるの結果を來さん今や現在の俸給率を見よ是
 等の多くは巡查と等しく部長の値すべき者は僅々
 指を屈するに足らず彼等は獄裡に囚徒が呻吟の聲
 を耳にするに止まらず其家庭に於ても妻子をして
 四季饑渴に泣かしめつゝあり如何ぞ職を全ふせん
 と欲するも能はざらんご云へば誰れか又一片の同
 情の涙なからん由來俸給生活者には相當の制限を
 定め置くとも日進月歩の社會は年ご共に變遷し生
 活の程度亦た文明と伴ふて増進し來り都會の風潮
 は時に質朴淳良なる田舎の美風を立所に奪ひ去る

可く奢侈の弊習は倍々増長せんと火を見るよりも
 明なる日進月歩の今日時々刻々増給改正の法を講
 せざる可からざるに何事ぞ當初より不當の薄給を
 以て使役せる彼等の頭上には如斯幾多の艱難ある
 を見ず若し夫れ金錢上より云へば實に彼等は職工
 勞働者にも劣るなり今にして此れが救濟策を行ひ
 十分なる待遇法を加へずば吾人は私に恐る人類改
 造の實を擧ぐるを得ざるご共に又以て社會の安寧
 を保つ能はざるに至らん余輩は切に望む看守の俸
 給最下給を十五圓ごなし同時に充分なる待遇を増
 進せられんごを茲に熱望して止まざる者なり



增	留	監	總	十	網	樺	札	網	北	沖	三	鹿	宮	熊	佐
前年ニ比シ	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
△ 一五五八	△ 三三六六	四七、一七三	四六、二二二	九六一	一、一〇七四	八三三	九〇三	三九一	三〇九	一、五四九	五二一	三〇八	七四六	五三二	五三二
四二二	二三三	一、一二五	一、一二五	一、一二五	三三二	一九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三三一	二一七	四、五四四	四、四六八	七六	一五六	七二	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
△ 五四	△ 二一	五七	五七	五七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
△ 八五〇	△ 一二〇	五二、九五八	五一、九二〇	一、〇三八	五九	五八	五	五	五	五	五	五	五	五	五

救護事業

○神の聲は聲にも聞ゆ

十月第三の安息日監獄日曜禮拜の日に誌す 原胤昭

或時は桐生教會堂の番人をも勤めた、髯の理髮師關根長吉君永眠し十月十四日數十の教友知友に會葬せられ牧師小林格氏司式の許に桐生教會堂に嚴かなる葬儀は執行せられたり、予は謹んで神の榮光を讀へ神保町の家に長らく僕として使ひし、つんば親爺が知遇を辱うしたる教友及び同情諸兄弟に告ぐ

○コロット死ぬ

關根氏は信仰によりて靈肉共に全きを得て天國に逝けり、彼は貧困、孤獨、頑強、誠に世に立ちにくき人なりし、殊に前科と云ふ汚點、別けて恐ろしき殺人重罪刑の出獄人なりしも、桐生教會友并に桐生町内義狭なる方々の親愛を受け安らかに眠

りけり 彼は常に云へり、我は長き病に罹りたく無い、いつ死ぬか知れぬよ、乃公はコロット死ぬよ、と氏は豫期の如くコロットと終つた。

永眠したるは十三日の午後四時頃前日も常の如く家業を營み小林牧師の家にも來たり子供衆の理髮をなせりと 當日は心地悪し持病の胃痛起れりとて打臥しありしが午後に至り疼痛甚しき容體に陥り其儘に氣絶しコロットと死んで仕舞ふたり。

○江戸橋の情婦殺し

出獄人とは云へ、此人如何なる罪科を犯したるか云ふに、彼は壯年時代馬を飼ふ事を好み、某々貴顯の邸に馬丁御者として仕へし事ありと、前年江戸橋に郵便馬車の御者として勤めし頃、馴れ染みし一婦人の俄然變心したるを太く憤りて、刺したる及は脆くも致命傷となり自分は其場に押へられ終に刑を受たるもの、當時新聞紙上江戸橋の情婦殺しと歌はれし犯人は此の人なりき、明治三十年大赦減刑令により巢鴨監獄放免に際し便る所無く予が許に保護を加へ、後縁故者の所在分明して桐生町に定住したるなり

○貧しきに似たれども富めり
會葬の方々に語らひて、豫期の死狀を實現せしと云ひ嘆し且云ふ關根氏の信仰は眞に福音を恥とせざるものなりしは感心よと予も知る、彼は正に基督の僕たる責任を盡したりと、彼は靈魂上の覺悟確かなりしのみか、彼は肉體上の覺悟、死の用意も全かりしは感心の至なり、彼の營業は技術不束田舎とは云へ鬻剃參錢理髮五錢と云ふ階級であつたが、此の些々たる家業を以て尙綠族係類を扶養し現に其家に四人の厄介(大人二小兒二)を扶養しつつありしなり。

○旦那と枕を並べて永眠したい
彼は貧しき生活間にも、人生の免れ難き死を用意して所謂吊ひ金を供へ墓地建碑の準備まで致して残り無かりし。

前年彼は出京し來り、予に乞ふて曰く、我れには近親の便るべきもの無く、我が死後の事覺束無し、願くば我が屍を旦那の御墓の側に埋め旦那と枕を並べて永眠させて頂きたいと彼は予が家の墓地は當家の祖先千葉介常胤の幕下手賀の城主原筑

前守胤親が古墳存在せる、下總手賀の舊城地蹟に予が墓地を定め此處に十數年來予が保護したる出獄人の永眠したる者を埋葬し九基の石塔を並べ二十四人の名の刻れある、事を知るが故に此の請ありしなり、予は喜んで其請を容れ約して安心を與へ且つ地方に在るとは云へ教會の籍も予と共に芝教會の講壇に用ひらるゝものは其なり、幸ひにも此貧しき豊がレフター一枚の奉獻品は神の祝福を受けて其演壇に用ひられたるによりブリス大將近くハマントル大傳道者の威光ある掌を掛けて、神に祈禱を捧げし器となりしは、左こり基督も此の豊の信仰を愛でたまひしにや奇なるらん。

斯て數ヶ月後、彼は貳拾圓の金を予に郵送し死後の事を托したり、此の老體不具の身を以て參錢五錢の些業より係類を扶養し尙殘せる二十金は誠に容易の丹誠にはあらず、二十金は些なり、されど彼關根長吉君の葬儀、建碑には足れり、彼は貧しきに似たれども富めり、眞に富めるものなり。

○與ふるは受くるより幸なり

彼は心靈上にも肉體上にも完しと云て不可ながら、彼の貧しかりしは係類を扶養したるによれり、近くも係類に不幸ありしたため貯金四五拾圓を盡して之を救助したりと眞に與ふるは受くるより幸ひなり、教會友は云はる關根氏は感心なりし、此の貧しき有様にあり乍ら壹錢の金も勞無くしては受けざりし、時として參錢五錢の理髮料に壹錢貳錢のつり錢となる餘分を其儘與へんと云ふても決して受取らぬれば働の報で無いから受けぬと答へて顧みざりし。

斯かる貧困生活にあつたが關根氏が納むる教會費は月々貳拾錢であつたが一度でも怠つた事も遅れた事も無かつた眞に關根氏の會費の如きは十分の一の献げもの収入の初穂を献ぐる心と見へたど。

○勤勉の生涯

彼の生存は眞に勤勉であつた時としては晝前には胃痛で引冠つて寢て居るのに晝後には理髮の仕事に廻つて來る、未だ治るまいモウ少し用心して寢

て居たら宜しからうと云うても否々モウ仕事ができます、仕事かできると思ふに休んで居ては濟みません、神様は私共に働けと仰つてあるから働かずには居られぬ、と此の勤勉此の勇氣であつたからこり不具の身を以て尙此の餘裕ある生涯を送りしなり神に在る者の幸、如何計ぞや。

關根氏の生涯は再生の新生活に於て完たかりしよ、此の結果、此の終局は單に之を神の恵みとのみ感謝し輕々看過すべきか否然らず、正しく此の好結果は彼が良善の行動に原因あるを認るなり、此の事實又面白く感謝の至りなり。

○木像に說法

耶蘇坊主も馬鹿だよと云ふ愚弄の聲は予が耳朶に達した、關根氏が入獄しありしは北海道樺戸監獄にして之より三百囚を別たれし札比内と云ふ外役所あり此所にも予は教誨師の勤として相臨み殊に特別の教誨を布き聖教を説く七八十人の求道者あり、當時聞へたる臨席監獄官の愚弄の聲は木像に說法と、委しく聞れせば此の聽衆にかなつんばあり祈禱を共にし聖書を聞き居ると成程批難者の評

の如く予輩如何に熱心に説くともかなつんばでは木像に説法するが如し、訝かしの事と本人を呼び出し親しく調査したるに彼は眞のかなつんば然れども彼が信仰は堅固、新舊の聖書に通ず、加之彼は監獄内に於ける傳道者なりし、かなつんばには説教者の聲は響かざりしも神の聲は彼の心耳に達し彼を慰め彼を勵まし、能く神意のある處を理解せしめ、彼が救ひに入り神の恵を受くるに足る智識を與へられしのみか求道者に道を傳へ教を與ふる器に用ひ玉ひぬ、求道する囚人らはつんばの説明によりて得る處多かりしと、讀むべき哉、神の恵み。

○トラクトの活ける力

尙も讃れべき哉、神の恵、畏むべき哉、神の約束、神の言は眞なり事實なり、關根氏の信仰斯の如く吾人の口によりては傳へられざりしに彼は如何にして道を得たるか、一枚のトラクトによりて傳へられし。

彼が犯罪を爲す以前、江戸橋の附近に大聲を擧げて傳ふる聖書賣が路傍説教あり之に耳を傾けお

りし時、播き散されしトラクトにイエスの救の事を記されありしを記憶し、入監の後、罪の赦の得まはしく煩悶の曉、イエスの救を受けんものと聖書を購求し、祈ては讀み、願ふては考へ終に救の道を得、聖靈の慰を受け斯は信仰に進みしものなりし、彼は犯罪當時より頑聾となり人の聲は絶えて聞へざりしも正しく神の御聲は彼の心耳に聞えしものよ。

○心から罪過を悔ゆ

罪の多き所には恵み愈増せり、されども心から罪過を悔ひ改たむるにあらざれば神はその悔改めを受け給はざらん、關根氏は自己の罪過を心から悔いた人であつた、這の大犯罪のためには中々心苦しくて明治三十年出獄の當時今の美以監督本多庸一師よりバフテスマを受くる頃までは屢ば夢中罪を想ひ出す情感に襲はれ苦痛の悲鳴を擧ぐる事さへありしが、領洗後は信仰進みて十字架の贖罪を自覺し安心の位置に立ち感謝の生涯を送りたり、彼は斯る大事ならぬ過誤をも心から深く悔る人にありし、關根氏が形に於る無二の誇り無上の財

産どしたるは彼が身體、背部全體より兩腕兩腰にかけての刺文紋々それは立派なものであつた、此の刺文を以て考ふるも彼が心の荒くれは察し得べくもある、此人の終り此人格ありしは實に喜ばし、彼は此紋々肌を露して華美な勤を多く取り、時に警視廳の馬丁となりしが或日誤て馬を御し得ず、馬車乗者共に丸ノ内辰ノ口の堀へ落し込めたる大失錯ありしが、不幸中の幸、乗者に怪我も無かりしと、此乗者は當時の小警官、今の香川縣知事小野元照君なりしにぞ、近年に至るも小野田君の梁達新聞紙上に顯るゝ事ある毎に自己の失錯を悔ひ國家有用の名士に怪我なさせざりしを天祐に歸して感謝し、氏のために天祐を祈りつゝありしは誠に殊勝の事なりし、此の心根ありてこゝろ此終ありしものよ。

○一粒の芥子種、六十倍、百倍

一枚のトラクトに存したる力、神より生命の氣は大罪人を悔改めに導き、鼓膜に響ぬ神の御聲は心耳に達し、神の能、基督の救、聖靈の力を與へ、獄壁の外より傳ふること能はざりし基督の教を囚人

の間に傳へたり「予が保護の下に來りし千有餘の出獄人中に其初はつんばに聞きましと答へし求道者少なからざりし此外數年の間に権戸監獄を出入したる囚人中に此事あるを認むるなり、一大傳道の事業は此のかなつんばによつてなされたりと信す。

ア、讀むべき哉、神の愛、信すべき哉、基督の救、監獄と基督教、吾人切に禱る、鐵窓の下、尙幾百千の同胞は罪に煩悶し救を求め罪の赦しにあこがるゝものある事を、神許し給はゞ一日も早く吾國監獄に基督教傳道の門戸解放せらるゝの日の來らん事を道のため國のため熱血を灌ひて願望す。

函館出獄人保護會

函館監獄の職員團結のもとに保護設立せられたることは曾て聞く處なるが今回趣意書並規則書を得たれば左に掲ぐ

函館出獄人保護會設立趣意書

國家ノ健全ヲ期シ社會ノ安寧ヲ保チ吾人ノ幸福ヲ

増進スルハ常ニ吾人ノ希望スル所ナリ而シテ此希望ヲ妨クルモノハ蓋シ犯罪者ノ増進スルヨリ甚シキハナカルベシ軌近我國監獄ノ改良日ニ月ニ進歩スト雖モ犯罪妨減ノ事タル監獄ノ作用ノミヲ以テ其功ヲ成就シ得ヘキニアテス社會道德の事業殊ニ出獄人保護事業ノ整備セルヲ埃テ始メテ能ク其目的ヲ達シ得ヘキコトハ嘗テ先輩ノ主唱スル所ナリ故ニ現今各所ニ於テ著シク保護事業ノ増加發達ヲ見ル然ルニ未タ我函館ニ於テ之カ設備ナキハ遺憾ナリトス抑モ出獄人ノ境遇タル概テ獨立シテ生活ヲ營ムノ資力ナク滿期出獄ノ日ヨリ雇主ヲ求メテ勞力ニ衣食スルノ外他ニ生活ノ道ナキ者十中ノ八九ヲ占メ就中幼年者ニ至リテハ最モ此種類ノ徒多シトス故ニ務メテ就業ノ道ヲ授ケサル可ラス然ルニ世人動モスレハ彼カ心情ノ如何ヲ問ハス單ニ刑餘ノ身ナルヲ以テ之ヲ嫌惡シ彈手シテ忌避スルカ故ニ彼等ハ獨リ社會ノ外ニ彷徨シ身賴ルヘキノ親ナク手執ルヘキノ業ヲ得ス饑寒交々迫リテ生ヲ保ツノ途ナキヨリ遂ニ又本心ニ背キ再ヒ罪惡ヲ犯シテ其一生ヲ過マル者比々是ナリ嗚呼其罪固ヨリ憎

ムベシト雖モ其情亦憐ムヘキノ至ナラズヤ苟モ國家社會ヲ懷ヒ德義ノ心アル者之ヲ保護セザル可シヤ況ンヤ身宗教界ニ在ル者奮テ力ヲ盡シ今日ニ於テ必要欠ク可ラザル此事業ニ力ヲ竭スハ尤モ四恩ヲ報スルノ道ト云ヘキナリ故ニ我佛敎護法ノ徒ハ有志者諸君ト共ニ函館出獄人保護會ヲ設立シ此不幸薄命ナル出獄人ヲ保護シ彼等ヲシテ社會ノ門戸ニ入り正當ナル職業ヲ得テ國民タル本分ヲ盡サシメ以テ國家ノ健全社會ノ安寧ヲ維持シ吾人ノ幸福ヲ増進セシメント欲ス博愛慈善ノ諸願ヨ願クハ此舉ヲ贊成シ其目的ヲ達セシメラレンコトヲ伏テ望ム

明治四十年七月

發起人
 教誨師 藤 居 大 威
 錄 事 藤 井 秀 雄

函館出獄人保護會ノ則
 第一章 總 則
 第一條 本會ハ函館監獄ノ在監者中改悛ノ實跡顯著ナル者又ハ將來改悛ノ見込アル者ニシテ刑餘額ル所ナキ出獄人ニ保護ヲ與ヘ獨立自營ノ途ヲ得セシムルヲ以テ目

救

護

事

業

的トス
 但シ他監獄在監者ト雖モ當函館ヘ歸住スルモノニシテ改悛ノ狀顯著且原監獄ノ保證依頼ヲ受ケタルトキハ保護ヲ與フルコトアルヘシ
 第二條 本會ハ函館出獄人保護會ト稱ス
 第三條 本會ハ慈善家ノ寄附會會員禮出ノ義金基本金ヨリ生スル利子ヲ以テ維持ス
 第四條 本會ノ保護ハ左ノ方法ヲ施行ス
 一 被保護者ノ性格及志望ニ依リ職工若クハ傭人トナルノ紹介ヲ爲ス事
 一 被保護者ヲ寄宿セシメ監視ノ引請ヲ爲ス事
 一 出獄時ニ於テ衣類若クハ旅費金ナキ者ニ衣類旅費ヲ惠與スル事
 一 出獄人ノ希望ニ依リ金錢ノ依託預ヲ爲ス事

第二章 會員及寄附金
 第五條 會員ヲ分テ左ノ三種トス
 名譽會員 本會ニ殊功アル者若クハ金壹百圓以上義捐セシ者
 維持會員 金拾圓以上義捐セシ者
 正會員 金五圓以上義捐セシ者
 第六條 功勞ニ因リ名譽會員ニ推薦スルハ總會ノ議決ニ依ル
 第七條 義捐金ハ即納割納ノ二種トス割納ハ十ヶ年以内ナクトシ月賦半年賦ノ二種トシ月賦ハ毎月半年賦ハ毎年六月十二月各二十五日迄ニ取納ス

第八條 義捐金ニシテ第五條ノ金額ニ達セサル者若クハ義捐者ニシテ會員タルヲ望マサル者ハ總會ヲ寄附行爲トシテ取扱フモノトス
 第三章 役 員
 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク但シ幹事ヲ除クノ外ハ總會無報酬トス
 會 長 一 名
 副 會 長 一 名
 會 員 十 名
 常 務 員 若 干 名
 理 事 若 干 名
 會 計 員 二 名
 幹 事 若 干 名

本會諸般ノ事務ヲ綜理シ理事以下ノ役員ヲ董督ス
 會長ヲ補佐シ本會ノ事務ヲ處辨シ會長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス
 會長ノ諮詢ニ應シ會務ヲ審議ス
 會長ノ指揮ヲ承ケ會務ニ從事ス
 會計員 會長ノ指揮ヲ承ケ本會諸般ノ出納ヲ擔任ス
 幹 事 被保護者ト寢食ヲ共ニシ直接感化ノ任ニ當リ及ヒ會員募集并ニ庶務ニ從事ス
 會長副會長及ヒ常議員ハ會員中ニ就キ總會ニ於テ推薦シ理事以下ノ役員ハ常議員ノ協賛ヲ經テ會長之ヲ囑トス

第四章 會 計

第十一條 本會ノ收納金ハ總テ之ヲ確實ナル銀行ニ寄託シ本會ニ於テハ豫備金ヲ除クノ外現金ノ取扱ヲ爲サ、レモトス

第五章 會 議

第十二條 本會ノ會議ハ總會及ヒ通常會ノ二種トシ議長ハ之ニ當ル

第十三條 總會ハ毎年一回トシ其期日ハ會長之ヲ定ム本會議ハ總テ會員ヲ以テ議員トシ役員ノ推薦及ヒ會務ノ成績出納等一切ノ報告並ニ事業上ニ就キ其是非得失ヲ討議決定スルモノトス

第十四條 通常會ハ毎年二回トシ其期日ハ會長之ヲ定ム本會議ハ副會長及ヒ常議員ヲ以テ議員トシ緊要ノ會務ヲ評議スルモノトス

第十五條 本會ノ事業ニ關シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ總會又ハ通常會ノ臨時開會ヲナスモノトス

第十六條 取納金ヨリ支拂タル經費ノ剩餘額ハ漸次之ヲ積立本會維持ノ基本ニ充ツ

第十七條 本則ノ改正及ヒ變更ハ總會ノ議決ヲ要ス

第十八條 會長ハ通常會ノ議決ヲ經テ細則及ヒ其他ノ諸則ヲ定ムルコトヲ得

附 則

幕府をして維新の際まで堂々と行り續けさせてゐたのだから實に恐入る▲寄場内の教誨師 囚人寄場が既に罪餘の囚人を感化する方法であるのに長谷川先生は尙ほ近年迄我々が氣付かなんだ教誨感化の方法を設け心學教師を頼んで月六回に教誨談をして貰つて囚人を善道に導かれたには愈々感服の至りである而して此寄場なるものがどれ程大さで又どういふ事をしてゐたかと調べてみると先づ▲寄場の開始 が寛政二年で石川島の石川大隅守屋敷の背後の蘆原一万六千餘坪を埋立た所を敷地とし幕府から下げた米三千俵に金二百兩で五百人許の囚人を收容してそれに大工、建具、指物、塗師、米搗、油搾、蠟灰及び炭團の製造、葦細工、農業などをやらせ場外の仕事としては日傭、川凌道、路橋梁及び官衙修築の人夫に役つて居たからその収益で諸費用を補助し得て寛政五年には幕府の支出が米百九十二石一斗三升四合金が五百二十八兩と銀五匁九分四厘で濟でゐる勿論これは年々に收容者の員数が異り水野閣老の改革後は所拂ひの罪人もこゝへ入れる事になつたが爲め遂に米七百四

○百年の出獄人救濟所
 大阪の安達憲忠氏曰く、一體當院に感化部を置かうとして我輩が其取調に着手したのは明治廿六年の事で其氣付は随分早い方だと窃に得意がつてゐたは大間違ひ後から段々調べてみると驚くべし我輩よりも▲百餘年前 に立派な感化法を行つた者がある即其實行者は幕末の賢者と言はれた白川樂翁公で公が江戸に施設した教育所(深川鶴歩町)囚人寄場(石川島)非人寄場(淺草及び品川)等の内の一つたる囚人寄場には實に我輩が汗顔敬服交々たる所の感化法が講せられてあつたうれで此囚人寄場を目論だ發當人は我々の先輩として最も崇敬すべき▲長谷川平藏 と云ふ偉人で此人が幕府の與力を勤た實験上強囚をろの儘棄て置けば親類知已も遠ざかり勝なる結果で再三再四惡事を働くと云ふ所に心付き終に時の老中たる樂翁公に建言して囚人寄場を作つたのである御同然に免囚保護と云ふ語を耳にしたのはツイ近い頃の事で我輩は西洋から輸入した事業の様にならぬで思つてゐたが長谷川平藏先生は今から百二三十年も前に夫れを考へて

十一石九斗餘と金二千四百九兩二朱と銀五匁六分五厘を支出した年もあるが收容者は寄場存在中日平均五百六人餘の割合に當つてゐる夫から寄場に於て改悛の狀況が見えた者は官からの原籍地の家主へ引渡し▲官費で家を建て 商業なり職業なりをして生活の立つ様にしてやる尙三ヶ年間は引取た家主に監督させる事にしてあつたから其成績頗るよく終には石川大隅守が永田町へ移轉した屋敷跡まで寄場へ取り込んで二万餘坪の廣い土地を專用するに至つた杯は明治の我々イヤハヤ顔色なしである云々

雜 錄

○東京便

傍 聽 子

拜啓筆視御遵健奉賀候陳者東派本願寺の催に係る教務講究所は本月十日修業結了と同時に閉鎖せられ候就ては同日午後三時より監獄協會に於て同講

究所卒業の教誨師及同山教學部長並府下典獄兩三名を招き談話會を開かれ筆者も伴食の榮を蒙り候る談話を極めて流暢なる口調によりて述べられたるには一同感動仕候同日御集會の諸君は御承知のことに候へ其他の諸子の御参考にもと記臆を辿りて一言書付け東京便の一節を塞き申度候

膳所監獄の安藤義導氏は教誨に對する思想の三大變遷と題し當初監獄教誨師に職を奉したる當座は個人教誨ころ最も有効のものにて總日教誨の如きは効果なきものと信したり然るに時日の經るに伴ひ經驗の積むに従ひ總日教誨も亦有効なりと感したりうは犯罪の原因には種々あらん境遇にも異なるものあらん去れど誰人にも貧慾無智愼志の媒介ありて罪惡を醸すものなれば之に共通する教誨の効なかるべきと中途に總日教誨の効あるを會得したり、而して吾等の教誨壇上に立つや如何にせは囚人に聽取せしむべきや感動せしむべきや如何にして教誨の結末をつけ禮を降るべきかと教誨を結ぶに苦心すること少からず百方苦心し竟に何

熊本監獄の南木大憲氏は東京に來て何と感したるやと人問は、唯一言東京は非常に騒々しい處であると答へんのみ在職地に歸りて典獄其他より問はるゝも亦此の答を以てせんとすと暗に都會の煩ひ多きを述べたる後一箇月の學期に懇篤なる教を受けたるを謝し其萬分の一を事實の上に活用することを得は以て幾分の報恩たらんかと敷衍し次に自己の試みつゝある累犯者の集合教誨に就て述ふる所あり其要は累犯者に對つて「お前方は何が樂しきか」と云へばいづれも「樂しきことは一もなし」と答へる「イヤ何かあるであらう」「放免の日の近付くのが嬉しい又それが樂みである」「何故樂しきか」「何故かといつて……放免になれば妻子眷族の温かき家庭に……」「サろこだ刑期が満了て放免になるのは嬉しかろう併し刑期が満了と云ふことゝ死期の近くと云ふことは同一であらう日月に二つはない、刑期の盡きるのも漸々壽命の盡きるに近くのである刑期が盡きて監獄から放免になるのは嬉しかろうが生命が盡きて人間世界から放免になつたなら何とする？」と反問すれば大抵

物を語りしか自ら覺らざること屢々あり斯る教誨は囚人を感動せしむるに足らざるべしと悔ゆることあり或は自ら感し他も感したるへしと自ら快く頷くこともあるなり、異日囚人と親しく相語るや意外にも自ら感動せざりしものと想像せし教誨に他は感動したりと答ふるの反像を示したり茲に信ら思ふに教誨は拙さか爲め如何にして其説を結ぶべきかと滿腔の血涙を揮へる熱心に活力を生したるもの其活力は自己に在るに非ずして大慈大悲の如來の力なり吾等凡夫の力を以て感化し得べきにあらず佛の力に頼るの外なしと積年の惑を解脱することを得たり、怪む勿れ吾が信する處のものは信するに足らず吾疑ふ所は吾の疑ふなり疑ふに足らず、信すると疑ふとは須らく他に任かず吾は彌陀の力に絶るの外なしと知ることを得たる後即ち最後に於て教誨の効あるや否やは吾れ識らず關らす佛陀の教義を遵奉して業に従はんのみと、要するに第一次には個人教誨有効總日教誨無効論者、第二次には個人、總日兩教誨有効論者、第三次には判定不可能論を唱ふるに至れり之れ三大變遷なり

の者は首を僞れて打俯になる、此處ぞと妻子の愛情も眷族の親みも喜ひも生者必滅會者定離の理に漏れず六親眷族の歎き悲みも追付かぬ是に於てか佛陀の光明を仰かねはならぬ汝衆生を濟度せんが爲め宗祖は如何に難行苦行を積まれしぞと誨諭を加へると云ふ方法を以て累犯者に臨むことゝしたるに其効果著しと自ら信じ居れり、或夜累犯者の雜居監房で一人も寝に就かず靜かに端坐せることあり巡警看守は其理由を糺したるに異日同音答へて「明日は宗祖御他界の當日であります宗祖が吾等凡衆生の爲めに難行苦行は吾等之を謝するに辭がありません唯其報恩の表示として一夜を明かさんとするのであります宗祖の難行苦行を想へば一夜の不眠何の苦行と申すべき」と云へり巡警看守も其言ふ所を諒し賞揚して答むるなかりし斯の如きは修飾したるものとは認め難く赤心より出でたるものなるへしこれ決して吾が經驗を自負するにあらず其効果ありと信する所を述べて又新らしき經驗と高説を聽かんとするに出づるのみ

金澤監獄の本多澄雲氏は兼ねて持論なり且つ在京

中自家に不幸ありたるより深く持論を確むるに至れりとして如何にせば又何如なる人が囚徒を感化せしめ得べきやと云へは一言にして盡す曰く妻を感化し得る人なれば可なりと前提し妻は夫に眼從關係を有す然れども面従するも心服するに非ざれば推して夫たる人の行為如何と省みざるべからず妻は夫の一舉一動を目撃し一顰一笑を感取す夫の行為に疚しき事あれば妻は其隨使に甘せず夫主宰の器に非れば一家の平和期すべからず二體一心なるべき夫妻にして互に背馳せば二體二心なり常に親しく接せる妻を感化し得ずして他を感化し箝制することを得んやマホメットは右に劍を持ち左に經典を持ち布教に熱注せし豪雄なるも他を感化するに先ち妻を感化せざるべからずと自覺し其意の如く之を行へりと引證し又鎌倉の縁切寺の古事來歴に及び北條時宗の後室の建立に係り往時難縁を求めんとする妻は馳せて同寺に到り門前より片足の木履を門内に投込めは夫の追躡するも妻を保護し難縁の要求を充たしめたるものなりと説きて古今夫妻の調和し得ざる事實の少からざること又感化

の難きを説き延ひて囚徒の論及せしも要するに右の旨意に外ならず候
 名古屋監獄の光弘祐言氏は放蕩息子の譬喻を揚げて來りて酒色に身を持崩したる放蕩息子は微毒に鼻梁を落したるより壯年尙娶るを得ず偶々或老人來りて妻を媒介せんことを以てし重ねて曰ふ妻たる女は頭髮禿けて藥鐘頭なり汝も鼻梁欠けたり互に甘するを得るかど某雀躍快諾す老人去つて事實を女に語り良配たるへしと勸む女乃ち之を諾す黃通吉日伉儷の式日女は頭に髻を冠り男は蠟に鼻梁を補ひ三献の席に對す只見る立派の花嫁花婿何の不足かあらん較々ありて献酬行はるゝや男の假裝せる鼻梁は火炎に熔けて落つ花嫁可笑さに堪へずブツト失笑し前に打俯すや假裝の頭髮髻はコロリと落つ相見て赧然たりと之一の譬喩なるも假裝の皮の剥けず續くへきや假裝は何處までも假裝なり男女共に本性を知りながら猶假裝す笑ふに堪へたりと雖も之れ人情なり塞者か健脚を裝ひ言者が明を裝ふ皆一に人情なり何人も露骨鐵面なるを得んや囚徒亦然り巧に假裝す假裝なりとて怒るべからず假

裝を觀破せしめて而して假裝をも善用する途あるを忘るべからずとの意味にて面目可笑手を掉り體を揺りつゝ述べ終りたるには抱腹致候

以上講演の要旨は廻はらぬ筆に書取りたる日誌の一節を抜抄したるものに候へは隔靴撥痒の感有之意の盡きざる點も有之候へ共うは筆者の罪にて偏に講演者諸子讀者諸君の御寛容を請ふ所に候

杉野典獄は先般所管嚴原分監を巡視せられ候趣にて同地の習俗を報道被致候同地難知警察管内の一習慣と申すへきか土着人の犯罪は稀有にて偶々犯罪あるも容易に檢舉し難く、と申すは同管下には各村に保長と稱する村役人ありて加害者と被害者との調停を試み候結果公事沙汰に及ばずとの事に候然るに一の弊害は調停には加害者より金錢を出さしむるものに候其金錢は被害者に賠償するものこそは至極結構なれども左にあらずして調和に關係せし保長其他調停者の勞を慰する爲め酒色費に費消するものなりとは驚くへき且つ悲むへき惡習に候はずやされば被害者は取られ損、加害者は困憊儲け、調停者は滯粟の利得に胡子顔の一幅を描

出す譯に候、島地には有勝ちの風習にて沖繩にてはも犯罪あれば其搜索の責を被害者に負はしむる地方もありこの事に候斯る風習は笑ふへきに似たれども又一面には自衛を重することとなり一面には郷黨の制裁に拘束せられ犯罪を耻つるの風習を養成すること、可相成存候此間に於て警察官教育家の努力提擧するわらは必ず其効果の觀るべきものあるへしと確信仕候
 出獄人保護事業は近年漸く社會的事業として認めらるゝに至りたるは大に吾意を得たるものに候加之今春本願寺法主より末寺一般へ調告せられ候保護事業に對する誠諭は到る處効果を奏するを觀るは最も嘉すへき事に候近くは秋田佐賀兩監獄教誨師の顧みる處となりて縣下寺院一般へ通告し勸誘せられたるが如き着々効蹟を擧げつゝあり併しなから未だ全般に涉りたるにあらずいづれかと申せば右調告に基き實行しつゝあるは指を屈する程に候調告の發したるころ西たると東たるとは問ふ處にあらず出獄人保護事業其物は宗教家一般の是認する所大にしては國是と申すも過言ならざるべ

く存居候就ては宗派の何如に關らず眞宗に屬するものは申すまでもなく佛敎全般宗敎家總體に於て賛同扶翼するは當然延いて教育家も政治家にも及び候様奮勵致度ものに候出獄人保護事業は原胤昭氏の專賣特許には無之宗敎家の専門事業に有之間敷誰人にも其責務の一部分は負擔し得る義と存候番に口に唱ふるのみならず之を實行するに肝要に候身司獄官に在りて動もすれば出獄人保護とは何事ぞ社會に失業者多きを知らずやと諫言を駢へる人有之候こんな人には社會の失業者にも同情すること減多に無之候而して公然理非を争はずして蔭辦慶をさめ居候は片腹痛き次第に候何故に公然争ふの勇氣なきや主義と打死するの覺悟を有せざるにや保護事業は議論の時代にあらず實行の時代に候繰返して云ふ保護事業は口にあらずして行に奏効するものに候 頓首

○石澤翁經歷談 (續)

今日御出席の左方は壯年の方ばかりで、さう御老人もないやうでありますから、安政の東京の大

地震を御承知の方はなからうと思ふ、若し御承知でも一向子供のごとで確かと覺へて居らぬ位のごとであらうと思ひますから、私の經歷談としては不適當であるが、安政の地震のことを話したらお珍らしからうかと考へます。

あれは丁度安政二年十月二日と覺へます、其當時私は藩邸の宅に居まして夜の十時頃でありました、二階の自分の部屋で書見をして居つて、ツイ眠くなつたのでそこへ轉りて寢て仕舞ひました、すると突然非常な音がしたので何か知らんと思つて居ると、其頃は固より今のように洋燈はなく行燈を枕元に置いた、それが轉倒して頭から油を被ぶつた、何か頭へ當つたと思つて手で撫で、見るとヌル／＼するから、是は何か當つて血が出たと思つてちよつと甜めて見ると油であつた、それであ、是は怪我ではなかつたと云ふことが分つた、さうすると震動の音が恐ろしいので是はどうも非常の大地震であると思つた、それからどうしたらよからうかと存じて居りますと、下から親共が私を呼んであぶないから早く降りると申しますから

降りやうと思つて梯子段の所へ行くに梯子が外づれて仕舞つて居るので降ることが出来な、ごこからか降りたいと思つたが、仕方ないから窓を明けてヒョイと廂へ出て見ると江戸市中二十餘ヶ所の火事です、事早く大きくなつたのが吉原である方面が眞ッ赤になつて居る、それからは非常なことであると思ひまして、廂傳ひに降りて見ると、私の居つた所は前回にもお話した下谷三味線堀の藩邸でございますが、好い鹽梅にさうひごいこともなくして廂が落ちた位のごとで丸潰れになつた所はなく怪我人もさうなかつたのです、此地地震の最も強く感じたのはどうしても地盤の低い所がひごかつたやうで高臺の地はそれほどでない、上野湯島神田明神の臺から今の皇居の邊西の窪、麻布白金臺の續きが高輪ハツ山まで行つて居る、あれより上は西ノ方うれほどでありませぬが、最もひどいのは本所深川で、今度水の出た所などはどこもひどい、全く地味の薄い所がひどいことに感じた、今後地震があつても中心のあり所で多少違があつてもどうしても地盤の薄い所が強いと思

ふ其時江戸中の死人が十萬餘人と云ふ事である、しかしあの時分は何を調べると云ふても今のやうに戸籍が整つて居りませぬから調べも至つて粗漏で、諸方に見付があつた其見付へ達しになつて葬式がいくつ通つたか届出るやうにと云ふことと江戸中の寺々へ何人葬たと云ふ様な調べの仕方で随分迂遠な方法だから漏れたものもあらうし嘘説もあつたか知りませぬが十萬餘人と云ふことは凡そんなものでありませぬやう何所へ行つても棺桶が無いので酒樽へ入れるとか手當の行届く人は瓶へ入れた、さう云ふ有様で其悲酸なることは先づ江戸の天變地異としてはあれほど恐ろしいことはなからうと思ふ、本所深川邊はべた潰れになつて仕舞つた、一番死人の多かつたのは吉原です、彼所は御承知の通り他と違つて多くは二階三階でありまして誠に白著で建てたやうなひどい普請ばかりでそれが潰れて火を失したのであるから災ひを蒙ることも最もひどかつたと思ふ、今でも能く人が二階は地震の爲に危険だと申しますが、其時分の經驗に依ると二階梁の杵の所から柱が折れて二階が其儘に

下層が潰れた所が澤山ありました。此地震に就ては種々奇な事もあつて、私の極く懇意にした、深川の高橋の御徒士で田川喜之作と云ふ人が居りました、之れは中々心掛のいゝ人で學文もありました。先づ武人の方で水練の達人で造船のことも研究して自から鍛冶のことも扱も致し發明したことも種々あり其人が平生大きな鋸やら大槌などを飾つて置くこれは何んの爲にかと問ふたらば、何か事變の起つた時は役に立つと申しましたが果してこの地震で潰されて居る者を其鋸と大槌で十二人助けたと申しまして、此人には其後魯西亞から獻上したスクーター船を預て居ました此船は魯西亞人が伊豆の下田港で暴風の爲め難船して歸ることが出来んやへ自から拵へた船でありまして歸國の後其恩を謝する爲め幕府へ獻上した船であります、三味線堀の近所に松平下總守と云つて武州忍の十一萬石の大名がありました其屋敷もひどく潰された、其所で一人の若い男が梁に首を挟まれてどうしても抜けぬ、其内に火が廻つて放任つて置けば焼死するより外はない場合死にも狂ひになつて梁を

噛り出した、さうしてトウ／＼梁を噛んで首の抜ける丈にして助かつたと云ふそれが爲め齒が上下共にかけて仕舞つたが、どうも命がけと云ふものは恐ろしいものである、其男は現に私が心安くした家の隣りの人であつたので私も見ました、又大名屋敷などで死んだのは多く御殿女中で、是が多い屋敷では三十人も五十人も居る、それが長局と云ふものであるが、サア地震と云つてもどちらから出てよいか一向分らないのでまご／＼して居る中に潰された、あの地震は最初十時頃で夜の明けらるまでに五六度も揺りました、それで傾いた丈で保つて居つた家も夜明け頃までに皆潰れて仕舞つた、建物の無い所へ出た者は多く助かつたが、御殿女中と吉原の遊女が多く死んだと云ふ話です彼の有名な水戸の藤田東湖先生に私は其一週間ほど前に行つて會つたが、あの人が今の砲兵工廠の所に在る水戸邸に居られた、あの地震の時た母さんを連れて戸外に避けられた、ところが、た母さんが、何んだかゝあそこにある若しあれが焼けてはいかぬからと云つて再び家へ這入られ

た、そこで先生驚いてろんなものはどうでもよいから止しなさいと云つてあとから行つて連出さうとする刹那にびしやりと潰され、それで先生は大きな梁を脊負つて其下にお母さんが居るので私が斯うして居りますから早くお出なさいと云つて梁を脊負つて泳へて居られた、そこでお母さんが出るとびしやりと潰れて先生は死なれたので誠に残念至極であるが、是はお母さんの身代りに立つた譯で遠がにあの位の人でありましたから死に際まで立派でありました、私の先生に逢つたのは先生の姪に原市之進と云ふ人があつて此人は梅澤孫太郎と云ふ人が慶喜さんの兩腕であつた、是と一緒に同じ塾へ通つたので懇意でありましたが、其人の紹介で藤田先生には二三度もお目に懸りました、マア安政の地震に就てはろんなことで、江戸始つて明暦の大火以來の災害である、云ふ話であつた。

徳川の末年に及んで兎角大災地變が多かつたのであります、又其翌年の八月十二三日頃でありましたが非常な暴風で其時には築地の本願寺のあの

大きな建物がびつしやり潰れて仕舞つた、實に物凄く有様でありました、それに其頃大分世の中もやかましくなつて參つて諸大名が随分大船を造ると云ふやうな目論みもありましたが、薩州の齊彬公は別段のお方でさう云ふことは餘ほど人に先立つてやられたので、樋が大有丸と云ふ船を造られて幕府へ獻上されると云ので品川へ回航して來てあの沖に繋いで在つた、それが今の暴風で四本の錨を引摺つて今のた濱の脇に會津の屋敷がありましたが、丁度今の濱離宮の邊です、あの海岸まで持つて來て船底を埋めた、其時分の船であるからさう大きくはなかつた三四十間もあつたが兎に角西洋形の大船である、その他日本形の大船千石二千石の船が幾らも築地や芝浦へ上つて人家を潰したのである能く瓦が飛ぶと云ふことを申しますが、眞に飛ぶので私は其時も主人の住居へ參るのに瓦が飛んであふないので陣笠でも冠もつて行けばよいが急いだので鍋を被ぶつて行つたので大に笑はれました、先づ此天災の物語は大略さう云ふことです。

りれから前回の話を續きでありますが、藤室家へ使に參つた話を致しましたが、りれから江戸へ歸つて六七月の頃でありました、國許の郡奉行を申付かつて行くことになりました、是は甚だ迷惑な話で、先達も話をした通り私は國で生れは致しましたが、二歳の時に乳母に連れられて江戸へ出たのでりれから二十八歳までは全くの江戸育ちであるので國の郡奉行などを申付かつてもどうして勤めやうかと云ふやうなことでありましたが仕方が無から引越をすることになりまして、江戸を出立したのが十一月頃で途中で吹雪に遭ふやうな時分國へ參りました、さうして一通り先輩の人に勤向のことを教示されたのであります、こゝで又一事件が出來た、りれは其暮の十二月の二十九日と思ひます、其前からさう云ふ噂はありましたが、そんな時分に物發しやうとは思はなかつた、それは私共の城下からして四五里も隔つた天龍川の東城下から東南に當る所で南山と云ふ所がある、其所に三十六ヶ村ございます、りれは元私共の領分であつたが、其時分先代の大和守と云ふ是

も非凡な人で御老中までになつたのであるが、是が何か取計が不都合だと云ふので一萬石召上げられた、其土地でございます、それを阿部豊後守と云つて奥州白河の十萬石の大名であります、それへ土地換になつて阿部家の領分となり其陣屋が私の城下の北の方にある、その代官は務川忠兵衛と云ふ人でさうもナト取計ひが民意に應じなかつたか百性一揆でも起らなければいざと云ふ評判はちよつと耳にしたが、そんな事は急に起らうとは思ひませぬでした所が、突然天龍川を領分境として居る南山三十六ヶ村の者凡る三千人許が一揆を起して原町の陣屋へ飯田の城下を通りて參ると云ふことで、其注進があつたので、此暮の忙かしい時になつて飛んでもない事が始つた、併し百性の注進だから早く探偵を遣るがよいと云ふので早速探偵を放つたところが、平常飯田領へ渡る天龍川の渡船は三艘位しかない、然るに何所から持つて來たか二十艘許り岸に着けてある、りれでは必ず來るに違ひないからサア用意しろどうも城下を侵されては當家の恥である、此所はどうしても

通せない、又阿部家へ對しても元領分の地であるから何かいやな疑を起されては困るしどうしても通しては濟まぬから、城下へかゝらぬ内に喰止めなければならぬ、それから直ぐに用意をして先づ足輕に悉く六尺棒を持たせた、私の藩には三組と稱へて足輕の小隊で四十人の組が三組ありました、其一組は城下に置き、二組を出して直き城下の脇に松川と云ふ所がある、其所が一つの要害になつて居るので其所で喰止めなければならぬ、もつと先へ出て喰止められればよいが間に合はぬかも知れぬから、兎に角松川の橋を渡してはならぬと云ふので直に物頭を附けて出して置いて私と同僚の小林と云人と兩人で後から出て行つた、どうしても郡奉行、町奉行と兩方持つて居つたから頭へかゝつて來る、りれで郡奉行同心と云ふ者が二十人許ございます、りれを連れて出て見たところが、既に松川の傍まで來て居るので仕方がないから物頭に言付けて、こゝらは狭くて何をするかも知出來ないから少し後とへ下つて橋の袂を明けろと云つて明けさせた、さうして兎に角總代を三人

出せ願の筋も聴かうから、城下を多人數黨を組んで彷徨することはどうしても許さない、精願はさう云ふことであるか、次第に依れば原町陣屋へ取次ぐからと云ふて、りれも二時間もかゝつて往復して漸く承諾して三人の總代が出來ましたからそれに懇々論して、さうもこちらの體面上暴動がまじき大勢に城下を横行させることは逆も出來ぬから、是非原町の代官に會ひたいと云ふことであるならば其願意をこちらで取次ぐことは出來ぬからあちらへ掛合つて此所へ出張させて會はせてやろうと云つたら、さうか左様御計ひを願ひます、務川さんに目目に懸ることが出來れば宜いからさう願ひませうと云ふから、早速原町陣屋へ馬を飛ばせて掛合つたら務川が出來て來ました、餘ほど堅固に守衛してさう云ふ事もあろうと思つて足輕で取圍んで守らせたのですが、忽ち代官を打ん撲りて掛つた、それから貴殿はた避けなさい此所は決して渡しませぬからと云つて逃がし、總代を又呼出してあゝ云ふ亂暴なことをしては甚だ不都合處ではない當藩を辱めるのである、直ぐに引取れ若

し引取らぬことならばこちらも非常手段を執ると云ふことにして、總代の者が往つたり來たりしても埒が明かない、さうこうして居る内に暫く音沙汰がないと思つて居ましたら城下を外れて松川の下の天龍川に近い方に永代橋と云ふのがある、其所を渡つて居ると云ふ注進があつた、それは大變だど云ふので直ぐ私は馬に乗つて其方へ参りました、若し間に合はぬで虚を突かれてはならぬから一隊は此所に残りて一隊はあちらへ行けと云ふことにして私が眞ッ先きに永代橋へ行くど丁度永代橋へ掛つて來る所であるから橋の上に唯一人馬を立て、決して渡すことはならぬ、返す／＼も自分を欺くものである、此所は飯田領の要害の地である夫を破つて強いて通らうとならば自分の首を刎ねて後通るがよいと云つて少し張飛の長板橋の話のやうですが、さうやつて方んで居た處がまさか私にはかゝつて來ない、尤も來れば斬捨ると云ふ考であつた、其内に物頭なども人数を連て駈付たので其所を固めさせ馬から降りて懇々とささそう云ふことをしては只汝等が罪を作るばかりで

却て願意が通らない、詰り難澁の事柄を解決して呉れど云ふのであらうからうれさへ叫べばよいのであらう、それには當方でも原町の方へ掛合つて前達の願意の徹底するやうにしてやるから今日はわとなしく引取るがよい、さうしても此固めを通行することはならぬと云ふた、それから漸く八幡と云ふ原へ一時皆引上げた、其八幡町と申すは田舎町でも相當に賑つて飲食店なども何軒もあるから、其方へ人を派して今度の一揆の者共には決して酒飯を賣ることはならぬと申して置きまして、それは若し食糧がなければ彼等のことであるから腰に着けた辨當を食つて仕舞へば何もない、腹が減れば歸ると云ふ考であつた、ところが果して辨當は食つて仕舞つて腹が減つて仕方ないので一人歸り二人歸りして引上げた、又原町陣屋の方からも務川忠兵衛ではいかぬので其次の今で謂ふ書記のやうな人が出て來て願意は通すと云ふことになつて濟みましたが、随分大騒動でありまして、幕府へも夫々御届もし達も受けました、それで先づ正月となり屠蘇でも飲み餅でも食べればさう云

ふ心持も薄くなり、詰りは暮の苦しさに始つたことので年改つて自から人心も緩和して來たと見へて落付きました。

まだいろいろ話があります餘り長くなりまするし私一代記の二三ヶ條を取摘んで申し上げます、話が下手だからさぞお聴苦しかつたてごさいませう。

○犯罪防遏の三大機關

大阪毎新聞紙上社説に於て出獄人保護事業と題し左の如く論せり斯業の前途に社會の注目を惹かんとするに足れるを以て茲に掲ぐ、

犯罪は言ふまでもなく國家のバチルスにして其害毒の甚大なる容易に量り知り難きものあり、然れば百方籌策を講じてこれが減殺に努力すべきは素より當然の努めにして社會政策上、正に緊急の問題たらざんばならず、然り而して犯罪減殺の道たる勿論其法多かるべしと雖も之を大別するに於て左の三者に歸せざるを得ず、曰く監獄、曰く威化事業、曰く出獄人保護事業これなり、而も此三者

は單獨に其功を顯はすと甚だ難く三者相倚り相助けて始めて完全の効果を收め得べきものなれば此關係に就ては大に注意するところなかるべからず、然るに措哉今日の監獄は犯罪防遏の機關にあらずして寧ろ犯罪學校たるの觀なき能はず、威化事業に至つても其効能顯著なるものありて百分の八九十は改悛の實を擧げ得べしと稱せらるゝに拘はらず設備の完きもの少なく當事者亦其人を得たりと云ふべからず、勿論此事業には近來著しく着眼するに至り夫の政界の徳皇家江原素六翁の如きも來春よりは政界を脱して一身を之に委ぬる由なれば雖も全國を通じて面目を一新するの機もあるべきなれど今日はまだ左まで進歩し居らず、若し夫出獄人保護事業に至つては至難中の至難にして功を收むる前者の如く易からず且つ其經驗の如き未だ以て十二分なりと云ふ能はず隨て前二者に比し進歩の遅々たるものあれど而も從來の成績に徴する時は適當の方法と適當の人物とあるに於ては効果必ずしも零ならず所謂悍猛の犯罪者を驅つて良市民と化するに於て全く不可能にもあらざるが

如し近來政府の此事業に向つて相當の保護金を下附せんとしつゝあるは取りも直さず社會政策の必要を認めたるものにて苟も犯罪者あらんか刑を斷じて獄に投せば乃ち能事了れりとしたる舊來の習慣を脱却したる遠く且つ久しと云ふべし、抑世人の刑餘の人を以て全く弊惡の徒となすは大なる誤解にして意志薄弱境遇に抵抗し能はずして其茲に至れるに同情なきものなり、特に一び刑餘の身とならんか知己も友人も全然之を斥けて顧みざるのみならず其父兄弟すら之を近くるを好まざる如き無情にあらすして何ぞ、古語に曰く罪を惡んで人を惡ますと然るに良友親戚も之を顧みず、顧みるところのものは惡友と貧窶とのみならんとす茲に於てか内心竊かに誓ふところあるに拘はらず罪惡と奮闘して之を擊退する能はずして知らず識らず再三犯罪を重ねるに至る又憐むに堪へたるものあり、然れば國家社會の自衛上素より至當なるも一面また之を憐みて保護の任に當らざるべからず。

頃來福音の吾人の耳朵を打つ一二にして足らず刑

法改正後懲治場を全廢して感化院となし國庫之を補給して發達の途を畫するが如き更に又出獄人保護事業獎勵の爲め政府は本年度に於て斯業經營者に一萬圓の補助をなし更に來年度に於て多額の豫算を計上せりと云ふが如き人道の爲め祝せざるを得ず、見よ犯罪は國家の大負擔にして我國の歐獄費の如き年額五百萬圓に上り更に犯罪の爲めに要する警察費裁判所費等を概算せば約二千萬圓に達すと云ふにあらざるや、米國刑法學者の調査に基ける概算に依れば米國の如き犯罪の爲めに消耗する政府又は各地方の全歳出と全損害とを計上して年一億萬圓に達すとせり、由來米國は世界の大植民地にして移民年々七八十萬に達するを以て今尙植民地の範を脱する能はず不幸にも年々犯罪者増加の傾向ありて人口七千萬人に對して約八萬五千人の在監者を有する者あり、我國の刑事統計又人口四千五百萬人に對して六萬人を示し米國に比して其割合大差なく之を英國其他の歐洲諸國に比して比較的犯罪者多きは注意すべき現象にして負擔の甚大や知るべきなり、サテ何が故に斯る現象を來

しつゝあるか錯綜せる社會には複雑の源因あるを以て素より一二の理由を摘示する能はざるも、犯罪防遏事業の三大關門が何れも不備整頓の状態にあるは其重要なるものたるや明なり、故に若し監獄を改良し感化院を各府縣に設置し更に出獄者保護會を増設し整備するに於ては遂に進んで歐洲諸國と其比例を同うするに至り國家の負擔を減じ己人の罪惡を救ひ社會の福祉を増進すべきは決して至難の業にあらず、吾輩は政府の此事業を勵するに至りたるを多とすると同時に大阪市の如き犯罪多き土地に於ては渾身の愛を揮つて此事業の爲めに盡瘁する慈愛家の現はるゝを望み監獄、感化事業と相待つて犯罪者を救ひ犯罪者を滅殺せんと社會の同情に訴ふるものなり。

○臺灣の典獄會議

臺灣總督府に於ては客月十日より同島典獄會議を臺北俱樂部に於て開催せられたるが同會議は民政長官の訓示注意事項並に諮問事項と典獄より提出したる協議事項覆審院檢察局より提出せられたる

議案等重要なる議題なりしも熱心審議の末十五日までに結了せりと云ふ同地より通信に依り左に訓示注意事項及諮問事項を掲ぐ

▲民政長官の訓示

此度各地方より御集りになり御苦勞に存じます臺灣の監獄制度並に之れが實行の方法等に就きましては豫て先年以來屢々指示する所あつた次第でありますから諸君は既に能く御承知のことと思ふ是迄諸君は此の總督府の方針とする所を能く服膺せられまして段々周到なる注意を以て其局に當られ今日迄監獄事務を改良し來られたことと爲に今日の如き狀況に至つたと思ふのであります併し今日の臺灣監獄の狀況と云ふものを以て既に充分なるものとして満足すべき程に進んで居るか云へば夫は未だして今後中央に於ても亦實行の局に當られて居る各監獄に於ても尙研究を重ね調査を盡くして改良を計るべき點少からずと思ふのである殊に御承知の通り刑法の改正も通過し其實行も遠からざることと思ひます之に伴うて監獄則の改正も自然起つて來る

と思ふのであります。旁今後臺灣監獄事務に一層繁劇を加ふる次第で中央に居ります。我々始め諸君が奮勵して事に當らなければならぬ事柄が起つて來ること、思ふのであります。既に本年各監獄二課長を内地に派遣せられ各地方の監獄を視察せしめましたのは専ら遇因其他衛生狀態等に就て調査せしめられたので内地の監獄と比較研究して臺灣監獄の改良に資すると云ふ主意からせられました次第であります。

多年監獄の事務に當つて居られます諸君に對して斯の如き事を申すのは殆んど必要ないと思ひますが併し監獄の目的は御承知の通り行刑遇因の上に於て適切なるを期し是に因りて犯罪の數を減じ社會の安寧秩序を維持して往くの目的であつて其の實行の局に當られて居る諸君の責任は重大なるものと思ひます。併し本島に於ては特殊の事情もあり内地通りに行く譯に往かぬ特に研究の必要を感じて居る次第でございます。

今日臺灣の監獄は整つて居るとは申しますが尙近來再犯三犯四犯五犯以上の者が年々其の數を

増加し來るは統計の示す所であり、此成績から見れば今日の遇因檢束に關しては大いに研究すべき餘地のあることを證明するものと思ひます。是れは勿論一方には警察事務及び司法行政の周到となる結果でもあり又一方からは社會が複雑になつた所の種々の點も其原因でありまじやうが遇因の局に當つて居る監獄は直後の關係を有つて居ることと思ひます。是等の點に就て今後殊に諸君と共に注意して臺灣に適當なる方法は編立て、往かねばならぬと思ふのであります。申す迄もなく監獄は規律の府である規律なければ到底行刑遇因の目的を達することは出来ぬことであり、諸君は常に其考を以て諸君の配下を指導監督せられて居ることを疑はぬのであります。規程と云ふことは單に外形上の事のみならず、規程が規律が唯だ外形の事になつては崩れ易いのであります。規律の中に精神が籠つて居らなければ到底真正なる規律とは言へぬ。又囚人を監督する上に充分目的を達することは出来ぬと思ひます。精神の籠つた規律を有つて局に

當つて往かると云ふ、今後とも諸君に注意を望むのであります。此度提出になつた諮問事項注意事項は重に遇因上に就ての檢束の方法及衛生狀態を保つと云ふの點に於ての問題を提出したる次第でございます。是に就て充分各自の抱有する意見を述べられ此會議をして充分なる效果あるものたらんことを切望する次第であります。

▲注意事項

- 一、事務分掌に關する件
- 二、吏員の紀律に關する件
- 三、在監人檢束に關する件
- 四、視察表利用の件
- 五、在監人身上調査に關する件
- 六、囚人の懲罰に關する件の一
- 七、同上の件之二
- 八、作業者督勵方に關し訓誨吏員に訓授の件
- 九、在監人の衛生講話に關する件
- 十、經費豫算施行に關する件
- 十一、幼年囚去丁年囚の身長に關する件
- 十二、在監人の變死報告に關する件
- 十三、非常召集演習に關する件

▲諮問事項

- 一、本島監獄則の改正意見如何
- 二、看守點檢規則を別冊の通制定せんとす意見如何
- 三、看守勤務法の現在及改正に關する意見如何
- 四、在監人行狀調査及懲罰規程中改正の件
- 五、看守教習規程實施後の狀況及其の效果如何
- 六、本島司獄官吏の服裝を改むるの必要なきや意見如何
- 七、囚人出獄後に於ける身上、行狀、生計等に對する調査の狀況如何
- 八、看守獎勵方法に關する考案如何
- 九、女囚の動作に關する號令を廢止せんとす意見如何
- 十、在監人の運動及其狀況に關する意見如何
- 十一、本島人押丁の成績學何
- 十二、在監人懲罰執行及執行猶豫の成績如何
- 十三、新人者健康診斷期間健康診斷、工場診斷、病監治療消毒施行其他衛生一般の狀況如何
- 十四、結核患者癩病患者の隔離及治療上に關する將來の考案如何
- 十五、精神病者取扱方法に關する考案如何
- 十六、病者の被服器具を特定せんとす考案如何
- 十七、免囚保護場に收容する者調査方法及其狀況如何

○免囚保護獎勵費

本年度より豫算に計上せられたる免囚保護獎勵費

の配賦に就ては朝野の注目する所となり其筋に於ても各地經營者の事業調査中なりしが略成算を得たる由にて過般各地典獄に對し取扱手續を訓令せり其概要左の如し

一、免囚保護獎勵費を受けんとする者あるときは其事件の主官者より本手續第一以下諸項に相當する條件を遵守すべき旨記載の申請書二通を提出せしむることを要す

申請書には出獄保護に關する規則及び資産表並に設立後數年を経たるものは其事業の成績に關する書類を添付せしむべし

申請書を差出したる者あるときは事業經營の法將來維持上の狀況並に申請者の人格等を調査し意見を附して進達すべし

一、獎勵費交付の認可を得たるときは請求書を徴し進達すべし

一、獎勵費の交付を受けたる者は其事業經營上に就き典獄の指揮を受けしむべきものとす

一、獎勵費の交付を受くる者にして其主管者其他規則等に異動あるときは司法大臣宛申報せしむ

經由すへきやと疑ふ向もありとのことなるか右はいづれにても願人の意に任すと其筋の人は語れり

○獨逸の犯罪増加

獨逸政府の發表したる最近の統計に依れば同國に於ける最近二十五年間の犯罪數は非常の増加を示したり以前は人口一萬人毎に百四人の犯罪者なりしか増加して百二十四人となれり犯罪の種類は國民一般に富の程度増進したる結果として窃盜は著しく減少したるも殺傷罪は甚た多く詐欺取財亦二割の増加ありと云

○布哇司獄官の日本監獄觀

過般來朝したる布哇司獄官某は其途次各地の監獄を視察し歸途「日本に於ける官民の差別は嚴然として確立せるに關はらず囚人と司獄官とは懸隔なく相親み其取扱寛大に過ぐ現今米國に於ける罪囚矯治の方針は極めて嚴酷にて彼等をして再び獄に入らしめざるの苦痛を感せしむるにあり」と横濱監獄の司獄官に向ひ暗に非難の聲を漏せりと蓋し誤解又は訛傳に惑へるにあらすやと思ふ節あるも

べし

一、獎勵費の交付を受くる者にして出獄保護事

の目的に適せずと認むるときは意見を附して其狀況を報告すべし

司法大臣は情狀に依り獎勵費の交付を取消し若くは停止することあるべし

一、獎勵費の交付を受けたる者に對し左の様式に依り明治四十年中の事業成績表並に收支計算書を調製せしめ意見を付し同四十一年三月末日迄に進達すべし

免囚保護事業成績表
越 人員
新被保護人員
自活 他人引受 在會 自活 他人引受 在會
被保護人員
計

保護を解きたるもの
自活 他人引受 退會 犯罪 逃亡 死亡 其他 計
明治四十年十二月末日現在

因に東京府下に於ける東京市谷巢鴨及小菅の四監獄福岡縣に於ける福岡三池の二監獄大阪府の大坂堀川の二監獄の如き地にありてはいづれの典獄を

他山の石又以て吾か壁を磨くに足らすとせず

臺灣監獄の製作品販賣

臺灣監獄當局者は臺北俱樂部を利用し監獄製作品及出獄人製作品を陳列し販賣を試みたるに幾んど出陳の全部を賣盡したる由にて其價額は臺北監獄の出品千二百餘圓臺中臺南の二監獄の出品は各七百餘圓にて出獄人製作品の賣高を合すれば四千圓に達したりと云ふ元來右陳列の目的は販賣にあらずして作業の獎勵に在りて製作品の需用あるや嗜好に適するや否やを見んとするに在りしが斯る好結果を得たるは意外なりしと當局者は語れり

○函館監獄の死者追吊法會

函館監獄にては去月二十二日在監死亡者の爲めに追吊法會を執行したる由にて會場は教誨堂を以て充て午前七時より男囚を集合し典獄以下職員列席の上先づ典獄の告示導師の焼香ありて讀經に移り伽陀一頌、小經、三重念佛、和讃、同向文、御文章等あり典獄の焼香吊祭文朗讀あり職員及囚徒總代の焼香後教誨ありて式を終り次に同しく女教誨

堂に臨み崇嚴に式を擧げたりと尙同監獄にては其前二十一日には墓地に臨み正信偈、念佛、和讃、回向文の讀經ありたりと云ふ

○寄贈物品受納に就て

個人又は團體より監獄に對し教誨用若くは囚人看讀用として書籍物品を寄贈し又は監獄所用物品を寄贈せんことを願出したるときは之を受納するに就き許否を典獄に於て決定せらるゝ向ありとの事なるが右は主務大臣の認可を要すへきものなり既に一般に知悉せらるゝ事と信するも尙其疑を抱かゝるゝ向もあれば當路者の語れるがまゝ、

地方通信

○山家より雜感

(其一) 半素 人生

監界の御維新とも申すべき秋に該り僚友諸君層一層御繁務の事と存じ折角御自重祈之候不相變山家

より所感二三誌の餘白を汚し候
現行監獄法規に於ては囚人を罪別質に區別し拘禁する事に相成り居候も之は左程効果のなきものと存候畢竟罪惡傳播を防止する側よりの立意と思考候へ共世俗の論評するか如き監内罪惡の研究杯とは片腹痛き次第に御座候犯罪が境遇上の事情より智情意の發作關係に困り起れるものたるを知り候へは寧ろ犯人の心的状態に由り別異拘禁するの必要を認め候然申しながら右は入監時は直に知るを得ざる事柄に候へ共少しの注意にては入監後知り得へき事に候へは監房別異方は新法規に於ては當局者の自由裁量に致し度ものに候
囚人の監房には疊を敷く事を得ざる規定に候へ共之は少しく慘酷に過ぎ候はずやと思はれ候刑罰が体的苦痛を目的とせる上は改正致度ものに候身體を冷へしむるは疾病を起すもの疾病に困りては痲疾となり一生治すへからざる事と相成り候社會は如何體育の必要を認め之を奨励して身體を養護し以て進歩發達せしめて心意の使役者たらしめ案内者たらしむることに候へは斯事亦一顧の價値あり

と信じ候體の苦痛は精神修養とは併行せざるものにも候

從來は統計的に罪囚は無教育者なりとの斷定に遇囚の諸般此上に樹てられたる事に候然るに現今初入者に就き調査候は、決して昔日の觀に無之寧ろ教育を受け候もの多からむと存候因狀推移の時機遇囚諸般亦之より改まる事と信じ候

近來當事業の改善とても申候か所遇上種々なる方法設備を講せられ候向有之御心勞の段感激の外無之乍去一面囚體より考へ候は、彼等の能力果して此折角の御心盡しを遺憾なく受働致候やを疑ひ申候而已ならず船も船頭の多きは却て何とやらに候へば個人的人格能力を看取しての切なる事に致度候(ヘルバル曰く正當なる心理學上の智識を有せざるものは教育の法則を理會すること能はずと司獄の吏味ふへき眞理ならずや

煩悶は薄志弱行者の御伴なり罪囚の全部薄志弱行者とも申へきか之多きは彼等の常態に御座候煩悶は自暴自棄を起し怠惰に陥らしむるものに候へば罪囚戒護の第一要義と致し候ては課業の奨励に若く

もの無之と存候如何の事に候や勇氣をもて活動致候もの煩悶などの附き纏ふものに無之候
愚にも附かぬ事理に會はぬ事共御教正を仰ぎ致候
呵々

(其二)

金風地を吹き桂月香を浮ふるの候大方濟々の多士愈御勇健慶賀の至に候二三の所感誌面の餘白を汚し諸彦の垂教を仰ぎ候

近年來監界の流行語として在監人の動作に號令を用ひ候は器械的ならしむとか申廢すべし動作は自由ならしむへし杯開及ひ候生には深く斯事異様に感せられ申候のみならず恐く皮想の觀と被存候之等は畢竟號令を用ひ動作をなさしむるの意義を無にせらるゝ結果と信候成程號令を用ひ動作せしめ候は動作を一齊ならしむるにあり動作を一致せしむるは器械の動くが如き觀致候もの去ながら號令を用ひ候は其目的單に動作を一齊になさしむる點に於て達したるものに無之動作すべきものに對し鞏固なる意志の下に全力を注ぎて動作せしめ自動の趣味觀念を養成する點に有之候ものと存候生は

却て號令を用ひ候良方法ならずやと信候
監房拘禁方雜居制の所にては未成年者と六十歳以
上の老者を同房せしめ長は幼を保護し幼は長に服
従する觀念を養成し互に私慾を抑へて共同の便益
を謀り協心戮力相共に正當の方向に進行せしむる
事より彼等に公其心を喚起せしむる事に致し事實
的に德育の方法を講じ候は、遇囚上得る所あらむ
乎と存候去斯様の事は多少弊害も伴ふもの利害
如何研究の價值有之候はんと信候

國憲を蔑如し社會の秩序を亂し風俗を害するが如
きものは不規律なる生活を營みし者亦是茲裡に養
生せられたるものにて罪囚の多くは之に屬し候遇
囚の事一より十悉く規律なかるへからず規律は最
も嚴正ならざるへからず而して服従するの志氣を
養成可致事ならでは叶はざることに候決して規律
を寛容して彼等の希望を滿たしむる杯の事が執る
へき事に無之と存候とは乍申遇囚上希望も容れ候
事は不必要の手段に御座なく候へ共紀律を左右し
てまてはちと過ぎなる事と思料致候如何のものに
候哉

在監人の食糧は各監獄其量を區々にせられ居るや
に聞及ひ候一は作業の種別に據り一は作業の種別
の上に科程の等級に據り區別せらるゝ後者は督勵
を加味し居らるゝものと思料致候へ共餘り殘酷に
候はすや食量の如きは全國其量を一定致度ものに
候

教育々々と呼聲高かりし事其今や各監獄に事實と
なり現はれ居り誠に慶すべき事に候折角の事共に
候へ其呼聲に心粹し其方法を誤り候ては却て恐る
へき結果を醸し候半生は其方法に就きても抽象的
迂遠なるよりは蜘蛛に藝あり網を張り蜂に能あり
密醸るてふ事業的なるを希望致候
在監人遵守事項の如きも眼明き千人盲目千人と申
度か盲人多き彼等には今少しく平易にして意味
を解し得らるゝ様作成致度ものに候眼明きも盲
目も全しものにては形式に流るゝものと存じ候
同情の二字を云爲する人曰く愛を離れて同情なし
と偶監獄の懲罰を見て獄吏の頭腦同情なしと片腹
痛き事に候誰れか愛を離れて同情の存在を認め候
ものにや獄則に賞するは改悛を認め罰するは再過

を戒むるもの兩者共に愛あればこそ現はるれ兎角
自分免許の多き困り入り申候自慢高慢は監界の大
禁物に御座候
近頃聞及び候監獄及び施行細則脱稿致し候とか當
局者の御心勞深謝の外無之候愚にもつかぬ事書き
連ね候へば宜敷御高教を希望致候々々

○長崎だより (對島の惡習)

傳 聞 生

杉野典獄は先月嚴原分監巡視を終へ歸廳せられ候
就て沿道の模様を聞くに嚴原警察署管内にては一
月以降輕罪以上の被告七十九人にて前年に比し稍
多し窃盜は減少せるも同罪は他より來り犯すに非
ざれば土着人には稀なりと申す事にて候其増減の
甚しきは毆打及賭博等なり此の種の犯罪は漁業の
收穫如何に關係し若し漁獲豊富なれば其得たる金
錢は之を酒色又は賭博に費し其結果犯罪に陥る者
少からざるも昨今兩年は全島不漁の爲犯罪少し蓋
し漁利なきが爲め無袖は振れぬとの諺通り酒色
賭博の資本なきより自然利慾の結果に犯罪なしと

の事にて喜ふへきも漁利なきは土地の衰微を招く
ことにて面白からず一利一害さて困つたもの
に候又同警察管内の雜知分署管下の犯罪事件如何
にやと問ふに雜知警察分署管内は本年一月以降に
於ける輕罪以上被告人として檢擧したるは五十四
人其最も多きは窃盜二十六人毆打創傷之に亞ぐ之
を前年に比するに十五人を増加せり其原因種々な
るべきも最近囚と認むべきは竹敷要港の職工等が
戰時多額の賃銀を得濫費せし習慣平和後の賃金の
舊に復したる今日に於て猶之を改めざる爲め自然
生活難を訴へ終に惡事を爲すに至る者少からず故
に犯罪者の多くは同職工か否らざれば同要港部の
爲め他より來りたる者にて土着人の犯罪は少し偶
犯罪する者あるも各村に在る保長と稱する村役人
に於て私和せしめ容易に告訴等を爲さざるの習慣
あるを以て探知摘發すること頗る困難なりと云ふ
然るに一の弊害は其私和なるものは多くは加害者
より金錢を出し其出せし金錢は保長及之に關係せ
し者の勞を慰する爲めの酒色費に供せりと答へら
れ候以上の如き實況なるを以て其村内より發生し

たる犯罪者の出獄者に對しては郷黨之を擯斥することなく共助致候へ共之に反し他郷人に對しては其擯斥甚しく殊に村落等に至ては一步も足を入るゝの餘地を與へざるものゝ如し同郷人の出獄者に對しては勞働せんと欲せば喜んで之を迎へ居候へ共之を誘導する人に乏しく普通僻村に在て比較的智識ある僧侶は此地方に在ては等しく漁業に従事し殊に甚しきは前科を有する等到底倚頼するに足らざるを遺憾とするの事に候島地は一體に淳朴に候へ共此の地方は淳朴の中にも罪惡の種子を製造しつゝあるものと推測致候々々

○青森だより

弘前 漁 村 生

拜啓御參考となるや否やと逡巡しつゝ縣下一部の習俗を書綴り御報道致候
弘前警察署管内
本年上半期に於ては前年上半期に比し犯罪事件五十件の増加をなせり其犯罪は漂流物隠匿三十三件詐欺取財八件賭博六件にして漂流物隠匿は本年春

季降雨の爲め同地新材の堆積場なる岩木川出水の爲め新材一時に流出し下流各村に於て隠匿したるものなり如此は古來よりの慣習なりと云
七戸警察署管内
地方的風俗習慣として犯罪を醸生し若くは動機を爲すが如きは賭博にして或一定の時期即ち陰曆正月若くは孟蘭盆に於て古來の慣習上賭博を爲すものにして農民の多くは男女に限らず之を以て唯一の娛樂とし敢て怪まざるの弊風あり殊に野邊分署管内は益には男女混淆の踊をなす爲め淫風を伴ふ又年々十月下旬に於て牝牡馬糶賣の市を開き他府縣よりも購買者群集し最も雜鬧を極むの機に乗じ博徒の入込む者あり淫賣婦の入込むあり一昨年來大に檢擧を勵行したる結果近來著しく減少せり而して同管内は民度低く農民多數なるを以て村落の或部分は風俗善からず男子十六七歳女子十四歳に至れば婚姻する者多し
八戸警察署管内
本年上半期犯罪事件は百九十三人前年上半期に比し三十八人を減せり地方の習俗に起因する犯罪は詐

取財財毆打器物毀棄、家宅侵入墮胎にして詐欺は主として馬匹の賣買より生じ其他は淫風に原因するもの又迷信より毆打を生ずることあり五戸分署の所轄する三戸郡の如きは壯年男女の風俗甚しく攘敗し私通の如き他に比類を見ず私通者の多くは北海道出稼の妻女又は處女にして普通良家の子女と雖も夜間の外出又は毎朝草苜等に男女の會合するを怪まず益踊も亦其媒介をなす隨て嬰兒殺墮胎等少からず

叙任辭令

任看守長給月俸十八圓

依願免本官

任看守長給九級俸

給五級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

(各通)

(東京) 看守長 中 間 壽 三 郎
(東京) 看守 渡 邊 誠 一 郎

(十勝) 看守長 中 間 壽 三 郎
(十勝) 看守 白 井 猪 之 助

(十勝) 看守 山 下 登 松
(十勝) 看守 登 山 瀨 次 郎

(大分) 郡書記 富 山 忠 男

(大分) 看守長 中 間 壽 三 郎
(大分) 看守 白 井 猪 之 助

(大分) 看守 山 下 登 松
(大分) 看守 登 山 瀨 次 郎

(大分) 郡書記 富 山 忠 男

(大分) 看守長 中 間 壽 三 郎
(大分) 看守 白 井 猪 之 助

(大分) 看守 山 下 登 松
(大分) 看守 登 山 瀨 次 郎

(大分) 郡書記 富 山 忠 男

任看守長給月俸二十三圓

任看守長給月俸二十三圓

給五級俸(死亡)

京都監獄詰ナ命ス

宮津分監長ナ命ス

和歌山監獄詰ナ命ス

千葉監獄詰ナ命ス

任石川縣廳

依願免本官

叙正八位

(横濱) 看守 小 守 光 太

(横濱) 看守 川 添 教 三

(横濱) 看守 土 屋 直 文

(宮津分監) 看守長 川 村 正 照

(京都) 看守長 洲 村 正 照

(千葉) 看守長 佐 瀨 庄 三 郎

(和歌山) 看守長 木 田 岩 之 助

(金澤) 看守長 松 本 洋 三 郎

(大分) 看守長 河 村 鶴 太郎

(廣島) 看守長 依願免本官

任看守長給月俸十八圓

依願免本官

任看守長給九級俸

給五級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

任看守長給九級俸

(十勝) 看守長 鶴 見 鐵 吉
(網走) 看守 水 谷 勝 也

(水戸) 看守長 海 江 田 省 三
(高松) 看守 中 島 直 人

(水戸) 看守長 森 靜 一
(堀川) 看守 中 村 信 吉

(樺戸) 看守長 鈴 木 重 靜 吉
(東京) 看守長 牧 惟 吉

監獄協會記事

客月二十日本會茶話會を開きたるに折柄當時教務講究所に在學中の教誨師諸氏及國家醫學講習會に入學中の監獄諸氏の來會ありて驢談湧くが如く頗る盛會なりしが午後二時より講演に移り盤井宗成氏の「犯罪豫防の方法に就て」光弘祐言氏の「累犯者と雖も改悛せしむるを得べし」本多澄雲氏の「女囚の免役、女囚は女性官吏を以て指導すること、女監取締の名稱を改定すること、囚人に對する野卑の言論を慎むこと、監獄職員に婦人會を開くこと」等の希望に就て雜感を述べ中澤亮雄氏は懲罰執行の方法、精神なき母たらんより精神ある閻魔たれ、田舎より觀たる東京、と題して雜感を述ぶる所あり、散會せしは午後五時なり講演の要領を左に摘録す

盤井宗成君 私は去る三十年より三十七年まで前橋監獄に奉職して居りましたが、日露戰役に當りまして本山の都合に依つて辭することを得ず、従軍布教師となりまして三十七年二月前橋

て來い。這入つて來れば監獄が教育してやるといふか如き。ことは拙である小河事務官も既に犯罪して入監しては既に嘆きの感があるといふ話がありました。大に私共も御同意に存します。人に依りまして監獄の内で感化いたせば却て、監前に依るは感化した人間になることもございますけれども、場合によるは監獄に這入つたが爲めに却て自暴自棄に陥る。それが爲めに累犯をすることにもなるといふ實現があります。それで此犯罪豫防を具體的、致すには如何なる方法を執つたらんからうと考へまして、先づ示教家に之を謀り續いては教育者に謀る。第三には政治家、業家の方面に謀りたい考で、宗教家の方には書面を以て迫り此犯罪豫防の既成なり演説なりの會を各地に開くことを促し、教育者に向つて此交際を始めました。ところが教育者の方は大に賛同して呉れまして、却て宗教家よりは教育者の方が其賛同の熱心が深かつたのであります。そこで喜んで今は群馬縣上野教育會と申すのがございます。(本部は縣廳所在地に、支部は各郡にあり)小學教員より師範學校中學校の教員より成立つて居ります。又縣下の熱心なる人は教員以外の人で會員となつて居ります。此本部各支部の人々に交渉して社會風俗改良のことに依りて屢々演説會を開き貰ひたい、其席には職務に差支ない限りは司獄官を始め教誨師交々出席して監獄思想を社會に鼓吹したいといふ考でありまして、第一着に始めたのが上州に織物で有名な伊勢崎町が佐波郡教育會となつて居ります。其會長は前には郡長でありましたが、今は高等女學校長が代つて會長になつて居ります。其佐波郡教育會があります。それには郡の教育家に有志が數百人集ります。其席

監獄を辭職いたして本山へ参りて姫路第十師團に屬して五月從軍いたして昨年三月凱旋いたしました。歸後本山に奉職いたして居りました。ところが今年二月に至つて前橋監獄の教誨師に缺員を出しまして、本山よりも元奉職した所であるから在勤して監獄の爲めに盡すやうにといふことありまして至つて不來の者であるから御辭退いたしました。本山の方よりも監獄の御都合ありて再び在勤することになりました。以前の如く何卒御指導を仰きませう。三年間は監獄界を去つて軍隊生活を致し、居りましたので、日進月歩の今日でありますから再び在勤して見ますと大分監獄界の事も着々進歩して居りますので私の如き古い頭では今日爰へ出て何も申し上げやうもないのであります。唯私が今年三月奉職いたしてから自分の理想を典獄に話申上げた所、典獄もそれを容れまして又司獄官の方も同意を表されまして、目下犯罪豫防に就てやりつゝある状況を申上げたと思ひます。

犯罪豫防のことに就ては諸賢士何れも理想通り具體的に御實行ありつゝあることと思ひます。各地の監獄を巡視致して其御實行あることを親しく拜見致したいであります。時日の許さぬ所今日まで其機會を得ずに居ります。今年三月奉職致しまして折角此監獄に在つて改過遷善に導く吏員一同骨を折りました。再犯防遏といふことに至つては實に至難の事業でありまして、免囚保護といふことになりまして文章の上で書くといふは易いことでありまして、さて之を實際に行ふて再犯防遏の至難なることは既に御實驗のことであるべく犯罪に未發に防いて、所謂藥ありて毒を服すべからず。監獄で改眞感化するからいくらでも這入つて來まして私は誤へました。我日本も今日の如く日露戰爭に依つて日本の皇威國權を大に高めた。高めたに付ては其國の文明が如何なる有様になつて居るか。折角一等國の名譽を寄つても其實が、擧らぬときは却て外國より嗤々、招くことにも至る。就ては此社會に犯罪の多いは外國外に對して日本の恥辱なることはなからうと思ふ。犯罪人が減少することを願ふ。司獄官のみでは出来ぬのである。教育者の方宗教家の當分に依つて犯罪を未發に防ふことが肝要であらう。然るにまた我日本に此監獄思想に欠乏して、故に私は今日此教育會へ臨んで演説を致すに付て監獄思想の普及を望むといふ演説を掲げました。斯ういふことを披露致して置きました。地方に在つて代議士若しくは府縣會の議員といふが如き地位に在る人、先づ有数の人である。是等、人に監獄のことを話しても極く冷淡である。悪く言へば監獄思想が極く幼稚である。又親しく代議士なども監獄へ臨んで參觀もせず、やうな者は甚だ少ない。縣會議員でも前に地方稅支辨の時分には會々來た人もあるが、國庫支辨に移つた以來は先づ直に關係がないといふ所から監獄には陰を見せぬ。此の如き有様になつて居る。監獄思想、乏しい一例をを話すと、教誨師なども教誨をするやう方はどの位の程度でやつて居るものであるかと一問知り、議員もある。偶々會つて話をすると、教誨は日則大聲目になさるゝといふ。これから今日我々の執りつゝあ、教誨の話をすると代議士なども驚いて居る人がある。又幼年政治の教育若くは未成年者の教育進んで青年の内でも三十歳以下の無下字の者に教育が施すに成りました。府縣會の議員なども更にさういふことは加へない。斯う

いう有様であるから監獄の思想が第一に缺乏して居る。況んや其他の市町村長に至つては其思想は極く冷淡になつて居る實現でありませぬ。此人遂に監獄思想を十分に鼓吹いたしましたならば定めて豫防の方法は期せずして起るであらうと考へて到る所の教育會に臨んで監獄思想の普及を望むといふ趣を掲げては今日の感化主義の監獄に群馬縣と申す所は上州無福と稱へて随分賭博が盛んな土地であります。それに明治の初年に當つて岩鼻縣といふ縣を置かれたことあります。其時分大渡龍太郎といふ人が縣令であつた。此人の方針が極く懲罰主義で累犯、賭博者は自ら断罪をした人である。さういふ習慣が遺つて居る故に、監獄に入られた位のことでは未だ首の垂は付いて居る安全であるといふ考を持つて居る所には断罪までやつたが、とても賭博はやまない。さういふ實例を擧げて教育者に話しましたのは、今日の感化主義はとても秋霜の感で以てしては罪人を滅すことは出来ない。寧ろ春雨の恩恵を加へ、春雨が降つて百草の嫩芽生ずる如く、精神より改良を圖るに必要であるといふことを訴へました。それで教育者も成るほどさういふこともあつた。大渡龍合は自ら刀を執つて賭博其他の罪人を澤山断罪にしたことあつたが、其當時でさへ犯罪人はやまぬのである。して見ると刑が峻酷でも罪人の減少は六ヶ敷話である。それよりは心から眞に悔悔さして改悛の情を起させることが控徑であらうと考へます。といふことを屢々教育者に訴へましたので、今日では大にそれが教育者の奮起となつた。私は其時分に小河博士を御招待になつて監獄改良又犯罪豫防に就ての御高見を拜聽になつたらばと教育會の會長即知事に話を致

事を働く者が起つたりするといふことを話したことがございまして、今度其事を實現して居る。まだ勳章を戴いて半年を經過しない今日前橋の監獄に十三人も入監する有様を見ますと、折角名譽を双肩に荷つた者が、勳章硬膏の上に苦役に就き恥辱を重ねなければならぬといふとは氣の毒に堪へぬ次第である。是亦此在郷軍人會に臨んで、將校が大抵會長になつて居るから其人の幹旋を以て在郷の軍人を一堂に集めて司獄官、犯罪者は恐るべきものはない。國家の蠶毒はより甚、きはないといふことを話して彼等に反省を促したいと思ひます。次には各工場であります。工場には各工業に依りて工男工女を多く使ふ所があります。斯ういふ所から犯罪者の起ることを實踐して居ります。それで各工場に向つて致します。前橋市に製絲會社がございしますが、是には多きは五百人少きは二百人、極く少くは五十人位居ります。其所に向つて社長若くは工場主などに交渉致して其工場に於て一ヶ月數回の演說會を開いて修身齊家の事を若し誤つて國家の罪人になることがあつてからでは容易ならぬからといふことの趣意を能く話します。是も實際に始めて居ります。或は工女慰謝會といふ名を付けて工女が日々骨を折つて居ります。製絲會社は紡績にもせよ生絲にもせよ御承知の通り晝夜兼行で機械は休めませぬ。職工は交代でやつて居ります。是等に對しては大に感謝して宜からうと思ひます。それで演說會であつては大に退屈も餘りなく勞働をして居る者にもむづかしい演說ばかりして居つても好んで聽く者はないだらうと思つて蓄音機幻燈又は義太夫の流行する所であるから本職の太夫を頼んで入費がかるから天狗連の舞々たる者を頼んで語

じ。其他の人々も大に賛成を表明して、遂に小河博士の御出張を願ふことになりました。前橋の師範學校の講堂に於て「犯罪豫防に就て」といふ演題で懇々と御演說がありました。私が及ばずながら各部を巡回して監獄思想を鼓吹して居つた所へ小河博士から外國の監獄の有様、又今日改良しつゝある日本の監獄の方針次で犯罪豫防といふことについて懇々御演說がありましたので教育者も非常に一層の奮起を増して、以來は教誨師若くは典獄も教育會に臨まれまするし典獄教誨師看守長の方にも豫防のことに就てお話を請ひつゝあり又今一層盛にする積であります。そこで豫防の演說をする方面は第一に在郷の軍人會が何れの地方にもございまして之に向つて私は致したい。今日御列席の諸君の監獄などではどういふ御状況になつて居るか知りませぬが、三十七八年の戦役に従軍しまして實は名譽の勳が爲し歸朝の後論功行賞の恩澤を受けまして夫々立派な勳章も貰ひました者が、前橋監獄に遣入つた者が其恩賞を受けながら今日まで十三人といふ統計を見て居ります皆戴いたばかりの勳章を硬膏されなければならぬ有様になつて居る。軍中各將校方に向つても軍隊本國若くは本國若くは物好きにでもやるやうに思召す方ないでもありませんまいが、兵がいつも軍隊に居るなれば死に死に、何れも三年を經過すれば故郷に歸る。在隊中に能く此精神修養が強調になつて居らなければ、故郷に歸つて種々様々の悪事を働く、又御承知でありますやうが、兵隊歸りに溫しい者が甚だ少ない。三年間隊の飯を食べてあれほど紀律の嚴肅の所はない其所に居つたにも拘らず歸郷後は百性が蠶ひになつて餘り勞働をしないで飯を食へたいといふ者が多い。それが爲る蠶

らせます。工女などは北國地方から澤山參つて居ります。極く田舎の者も參つて居るから蓄音機を初めて聽く者もある。蓄音機の太夫さんばさぞ窮屈であらうなどといつて函の中に人が遣入つて居るものも考へて居る者もある。又工女を誘拐する者がある。それは桂庵でコンナ所へ遣つて晝夜兼行で誘引なごして居るよりは茶屋女になれば樂で美味に饗し祝儀貰へると誘出す彼の桂庵が又非常犯罪人を作る。又安宿が犯罪人を作る。さういふ者に誘拐されぬやうにしやうといふ豫防又は加へなければならぬ。製絲會社には大に面白くするものが彼等を獎勵する手段と思ひまして、こちらの腹の中は犯罪豫防であります。さういふ名稱で演說をしては彼等も餘り喜ばぬと思ひますから慰謝會と稱して慰めてやる。日本は此生絲の爲めに何千萬圓の收入があるお前方は實に國家の經濟を助けるのである。故に蓄音機も聽かせる幻燈も見せてあげてはばならぬと言聞かせる。他に轉しては甘い言葉に乗つて他に轉してはばなりません。工場に居る間は偶々物盜位はありますが、先づ少ない、一旦悪柱庵の手段に罹つて茶屋奉公をします。そこを一つ簡所に置いては桂庵に儲けにならぬそこで教映して前借を踏倒して逃亡させる。さうするに訴取取財が成立つ。これが爲めに桂庵も本人も罪人となる。故に此慰謝會でそれも聽かせる。これが犯罪豫防の手段と思ふて實行しつゝある。併ながらまだ端緒であるから及ばざる所もあります。これから着々行ふ積りであります。

次には安宿であります。是は警察と聯絡を計りまして警察署から一緒に集めて貰ふことを考へました。警察署から宿屋取締の訓示でもする機会を利用して其席に臨んで致したい。是は先達高崎で二週やりましたで深くやつて居りませぬらうごういふ結果を得るか分りませぬが、製絲社社務會社の方には今までやつて見ると大に效のあることを認めましたから尙ほ此上にも進んでやりたいといふ考を持つて居ります。

以上申し上げた如く、犯罪豫防の方向は先づ教育社會に謀り宗教家に謀り各製絲會社、謀り警察とも大に聯絡を取りまして警部以下の人頭を眞に國家の犯罪豫防の警察の事務を正確にして貰ひたい。随分彼の警察の人において犯罪を構成することはあります。既に實驗したところあります。假出獄をして居つた者が自宅で謹慎して居りましたところが、或時其者が他に外泊をしました。これを駐在巡查が認めて其家に就て訓戒して呉れ、ばよいに直ぐ告發するぞ告發すれば直ぐ假出獄停止となる。再び監獄へ戻らなければならぬが、併し魚心あれば水心で俺の言ふことを聴くか身駐在巡查が言ひました。そこでへい且那の仰しやることを聴くか身駐在巡查とならば致します。それならば私の管区内でお前は元犯罪をしたとある人間だから罪人に俺に密告せよ、さうしたならば特別監視を破りかけたとは含んで置く、其代り密告しなければ告發すると嚴重に申聞けて其日は歸つた。ところが其假出獄になった者に一人の老母があります。其老母に嘆いて話した。折角御恩典に預つてお母さんの計に働いて居ることが出来る。さて難儀な事が出来ました。又犯罪でもしたカイヤ何にも致しませぬ。

者であるから他宗門の人に其ことを謀りますと、何か教誨のごこと付て本願寺から出て居る教誨師の旗持でもするやうな考へを持つ人がある。それで圓滑に行はれぬことがある。是は若く實行しなして泣くが如く訴へて、宗教家の獄事思想を發達せさせて我々の犯罪豫防の目的を達するやうには訴へつては行かぬが随分是が至難であります。

尙ほ終りに臨んで一言自分の希望を述べて見たいと考へますのは此因徒の看護書籍でございます。是は各縣大同小異でございますが尙ほ今日やりつゝある所の看護書籍のことに就ては狹義に解釋する人と廣義に解釋する人とございしますが、實際を見るに狹義に解釋される方もあるやうに思はれますが、どうも是はなるべく廣義の解釋を取つて彼等に満足も與へてやり又彼等に適當なるものを擇びますに吏員の方針であらうと思ひます。もう一つ週四上の事に付て随分囚人が作業のことに就て轉役をしたいとか或は斯ういふ役を執らせて貰ひたいとか情願をすることがあります。是は彼等の情願を容れないといふことは今日の戒規となつて居りますが、餘りものを峻拒することになつて偶々それが爲めに自暴自棄を起した實例もありません。彼等の望むが如く與へましたならば是又司獄上差支へることが起らうと思ひますが、是も成るべく彼等の希望を一應聽いて置いて後之を與へたいといふ、同じ與へるにも、こちらから彼等の希望を満してやりたいといふ深い考を以て行く。十人申出た中で半以上希望を満することが出来やうと考へますから、是は希望として申述べて置きます。

光弘祈言君　私は、今回丁度九年目に東京致しまして見れ

ぬ。御承知の如く先日親類へ行つて一晩断らずに泊りました。是は實際私の過である。所か今日管區さんから来て……駐在巡查を管區さんと云ふ……先日のことは宥してやらぬかといふか。自分便利を與へることをすれば許してやるかどうかといふか。聞きませうといつたらお前は元犯罪した人間だから泥棒なり賭博なり死分其邊を歩いて密告せよ、さうしたら宥してやるかといはれたといふて母親に話した。すると母親は非常に嘆きました。折角假出獄の恩典を受けて出た者がさういふことならばお前は又悪い人間と友にならなければならぬといふて泣いた。そこで彼は愚案に餘りまして私の所へ参りました。教誨師さん私が今日参りましたのは一大事があつて参つた。どういふことかといふたら、今の話を逐一致しました。私も單人の探訪位出来又一つ嘘をかけたら密告するとはいと易いあなたにも御教誨を度々受けて居るからもう手を出さまいといふ考でも年老て居りますし母親も難儀する。どうも統なしに監視を濟せたいと思ひますが、斯様な難題が起つて居りますと申しました。それから私は典獄殿と話して遂にそれを警察署長に警察署長から駐在巡查に訓戒を加へて再び左様なことがあつてはならぬ。こちらから誘ふに就つてこそやうななければならぬ。然るに犯罪を密告すれば云々といふに至つては其人間を再び犯罪に陥れるといはなければならぬからといふて非常に訓戒を加へられて事済んだのであります。此犯罪豫防といふことに就ては大に警察の方に於て警部以下の人の頭が確かになつて居らなかつたら、是が爲に矢張り犯罪人の數が増すことが起りばせぬかと杞憂致します。それから宗教家に謀ることに就きまして一番難い。私共本願寺の

ば實に外形上眼を驚かすことばかりでございます。固より今回の出京の理由に話して参つたのでなくして承りに参つたのでございまして此十日より引續いて小河博士其他各博士方の有益なる講話を承り又見學としては未だ日が淺うございしますから漸くにして入王寺分監を見ましたが、此時は非常の規律と且つ萬事整頓して居る點に就ては意外の感念を起しました。而して藤澤典獄より、段々の有益なる御話を承りまして、實に我々田舎者に取つては大いなる幸を得ました。其後養育院も見學させて貰ひまして尙ほ淺澤男爵よりも有益なるお話を承り、且又大隈伯の庭内引續いて早稲田學校の状況も參觀させて貰ひ、尙ほ大隈伯より有益なるお話を承りまして、是より前途まだ日數もございしますから餘ほど利益を得させて貰ふと今度歸る時は大分大きな顔をして才士産を澤山持つて歸ることが出来やうと喜んで居ります。

私共平素心に思ふて居りますのは、如何なる人悪人も改悛すべきものであるといふ此一點であります。動もする世の中にはあの位の悪人は教誨でも駄目であるを跳付けて仕舞ふ者があるやうに考へましたら其感もありませんが、深く之を研究致しますれば如何なる大悪人も如何なる累犯者も必ず改心する時機は來るのであります。六月に梅の花を咲かすは無理であります。春に到れば時機到來して自然と咲くのであります。けれども春に到れば咲くといふて放つて置きましたならば如何でございませう。其梅に幹は蟲が行き或は根が枯れて咲くべき花も咲かないことになりませぬ。時機さへ到ればは咲くといふて打放るとは出来ませぬで夫々の手段もありませぬけれども、我々は其精神を支配する職で

ございますから、色々工風を凝らして夫を導いて若し今世一生に於て改遷の花を咲かすこと出来なければ次の世、次の世でいかぬければ次の世と、どこまでも力か籠めて教誨をしたい覺悟であります。新様申すも外ではございませぬ。私が或所へ参つた時に人力車夫に向つて、お前は車夫であるが、車夫社會から賭博者や澤山監獄へ這入つて来て殆ど困る。這入らな者は不名譽である。祖先に對し子孫に對し皆注意致すべきであるが、お前は賭博をやらないか、やるならば改めるか、お前、改めなければならぬ理由がある。これから前に話さうといふ、車の上で教誨を始めました。其時に車夫曰く此頃ばどうでございませう縣會議員さん、お前這入りになりました。郡長さん、お前這入りに成りました。あ、いふ立派な人が續々名古屋監獄へ這入りなる所を見ますと私等の社會に無論でございませう罰則法は、お前、一寸待つて呉れ夫は量見違ひだ如何にも犯罪といふ者は社會の疾病と言はうか之を醫へて云へば我々の身體に蚤が發生すると同じである。蚤はござうしても發生するのであるから之が發生を絶對的退治するは至難であるといふて其儘に捨て、置いたらどうであらう蚤の爲に貴重な人命を打捨るといふ出来ぬか、お前、洗濯もしなければならぬ。衛生に注意しなればならぬ。十分注意をして其上に湧いて来る蚤は是は已むを得ぬ。已むを得ぬといふて又放つて置く譯にいかぬから精々其蚤を絶す工風を致さなければならぬ。今お前に教誨する所はそこであるといふた所か、此一言で車夫と雖も大に悟つた有様で感謝の意を表しました。此の如きは事實であるが、眼に一丁字なり車夫のとである。學識能力を具へたる人々は累犯者である大悪人である

から駄目である。寧ろ教誨せぬがよからうといふが如きは何たる譯見であらう又承りませぬは北海道の或監獄では教誨は作業の邪覺になるからに廢めなさい。作業中は決してなりませぬ。教誨堂へ集めて集合教誨をやるといふなら兎に角、個人的教誨で僅か五分間か十分間の教誨である。然るにそれ又作業時間が減するから作業中は決して囚人に接するとは相成りませぬと厳しく禁してあるといふ。此の如きは驚いた一例でございませぬが斯る監獄が今日存するは何事である、作業の邪覺になるから教誨を廢めよ大悪人である累犯者であるから教誨を廢めよといふは何事である。若し教誨が駄目だといふならば法律の適用も要らないことになつて仕舞ふ。何となれば刑法を適用する所以の者は犯人が本位でございませう。犯人が本位ならば其刑の執行に就ては幾多の分子が相習つて其目的を達しなければならぬのである。教誨しても感化の効がない。駄目だと言へば刑法を適用しても感化の効はない放任して置けばよい。又作業の邪覺になるから教誨を廢めよと云ならば一體此作業といふ者は金儲主義であるか何んであるか、固より經濟といふとはどこまでも輕蔑して居らなければならぬれば共利の分子たる作業の目的はどこにあるか云と感化である。勤勉の習慣を作るが目的である。此感化の目的が到底ない者と断定した以上は作業を科する必要があるまいと思ふ。作業と言ひ衛生と言ひ紀律と言ひ幾多の分子に分れて居るが、即ち執行の首腦者たる典獄指揮の下に一致共同して以て刑法の目的たる感化の實を擧げなければならぬのでありませう。然らば教誨を輕くして作業を重くし或は又教誨は無効であると云ふは何事であるそこで私か累犯者

と雖も必ず改換する。如何なる大悪人と雖も改換するといふ一實例を擧げませう。先づ第一に私は二十八年に北海道集治監監獄分監に職に就き翌年四月釧路から樺戸本監の方に轉し而して本監に四年居りました。其時の典獄は此協會に深い縁を有つておられた。殊に監獄に深い歴史を有つてござる所の石澤さんでございませぬ。其時に若林熊藏と云ふ非常に惡漢無類で仕方のない囚人が外役先か逃走してしまつて而も腕力も強い豪膽の者で、直に捕縛にはなりませぬが、丁度私の参つた時手械を掛られて鉄丸を足に着けて居つた囚人でございます。今一名は木村市藏と申すは惡漢も惡漢全るで氣狂ひ自分に氣に入らぬとあれば直ぐ其人を敵として今度あの看守が來たらやつてやうと看守は知らぬて來るといふと蓋を打か出る。或は自身の足を箸を細く割いて尖つた所で孔を明けて血が出る其血で色々樂書をかく。夫れが悉く女宛の文であつて工合好く書いてある。氣狂らしくない立派の文章であるといふもさういふとを。彼の膝は孔だらけになつて背くやつて居る。痛くないかといふと痛ふありませぬといふて平氣で居る。そのころ私が彼所を去つたのが三十一年八月でございませぬ。寺の方の老人が死にまして已むを得ず自房整理の爲めに米道を願つたのであります。其時に別れの教誨を加へて置きましたが、其惡漢無類の奴が今別れるといふ是が動機となりまして兩眼に涙を浮べたのであります。其後私の寺へ宛て、折々手紙を寄りました。又私の方が平信を兼て教誨を書いてやりました。それが今日に至るまで持續して居ります。書信教誨が十ヶ年以上續くといふことは私の今日までの實例で被等二人でございませぬ。今日では二人

共有黨票者になつて特別優遇を受けて謹慎して服從致して居ります。是等の如きは實に惡漢無類で徒刑囚で或は暴行を爲し逃走企てて手械まで鉄められた者或は發狂者のような持て餘し者であつたが改換の時機あるか否か一例であります。

今一つは名古屋に於きまして典獄監督の下に我々教誨師看守長監獄醫一致共同し、分監は岡崎分監、是も分監長教誨師看守長職員一同一致して、看守は三百分一看守長以上は二百分一免囚保護の爲に金を出します。是は私が三十二年八月に集治監から歸りまして六ヶ月丈の整理を致して翌年一月名古屋監獄に参りました。其年の十月に二百分一と三百分一宛金を出して免囚保護を再興したのであります。其前に名は出來て居りましたが其實がなかつたので其再興になつたのが三十二年の十月であります。其後典獄看守長教誨師監獄醫各々分限しまして市内各方面或は官吏は官吏社會教誨師は宗教家其他人民に對して感化事業の必要なることを説廻りまして、一方には會員を募り一方には保護事業をやる。斯ういふ計画で着手し引續いて目下やつて居ります。會員も名古屋本部と三河支部では一万五千人以上出來たのが三十二年末でございませぬ。三十七年からは戦争のために機械的の會員募集に廢められた事業は續してやつて來ました。ところが當年に至つては戦争も濟みまして人心も落付きましたので少く金を出して貰ふことに既に手分をして骨を折りますが骨を折る割合に金を出しては呉れぬ。日曜日とか夜を利用して奔走したが今年に至つて傳馬町の近藤友右衛門といふ眞宗大谷派の門徒であります。此人愈々今年には保護會の收容所を建てたいから手傳をして貰ひた

いといふたら現金五百圓即納して呉れました。それが一の動機となつて二百圓百圓七十圓五十圓といふ出金者も出来て、其他で千圓の金を當年中に作つて呉れる契約も出来て居ります。先ず是で建築費丈に出来ました。地所も監獄附近で買求めて本月五日に工事にして着手致しました。是は概略の話であります。今私の申し上げたいは其會で保護して居る中に累犯者が改悛して立派になつた者が澤山あります。私の方の保護のやり方は出獄者の金銭を有する者と初犯と累犯を區別しない又寄邊のあると否とも問はない初犯でも寄邊なくとも保護せぬのも其時の當局者の眼識に任して居る。尤も典獄が非常に力を盡して下さるので私の方でも其下に立つて活動するに大變便利を得て居ります。ザット此實例を申し上げます。三十七年八月より四十年九月に至る消極的にやつて居る中の數人を申上げて置きますれば、初犯男三千九百人女五百人其内成獄の倍々其が男十六人女三人でございます。入監したのは十一人あります。又應住して所在不明で男十二人女二人。再犯者の男が十八人女二人内成獄善良が男十人女一人入監者男四人女一人所在不明四人。三犯で男五人女一人。四犯で男八人女一人入監者男二人女一人。五犯以上では(十犯十八犯の者もあり)男十九人女一人内成獄善良が男十四人入監者男三人所在不明男二人女一人。斯ういふ成獄でありまして見ると五犯以上の成獄が非常に良い。それに反して初犯の成獄が比較的悪い。是はさういふ譯で悪いがさういふと初犯の者は二月一月或は十五日といふ極く短期刑の者が多

い。多くは浮浪者或は屋外竊盜で犯罪が輕微であるといふ短期でありまして、出せば直ぐ換事をする寄邊のない奴で已むを得ず保護したがさういふ者が還入つて居るのともう一つは初犯といふは法律上の初犯者で其實習慣的犯罪者も随分ある。偶發的初犯で寄邊ある者は保護する必要にありませぬから、金の無い寄邊のない仕様の無い者丈も收容してやつた成獄でございます。さうして見ますと決して累犯者も雖も捨てはならぬといふことは此二つの實例を以て證明することが出来やうと思ひます。尚申上げて置きたいのは私の方では本分監共明治三十四年より特別分房即ち短期刑初犯者を分房に拘禁して嚴格に執行されて居ります。短期刑に諸賢士の疾く御承知の通り非常に成績が悪いのですが分房に置いて親しく我々教護師が行つて話し典獄初め看守長が時々房に就いて訓戒を盡し。出獄後は親族に教訓書を發し種々手数はかへりませんが、手数をかける丈一ヶ月や一ヶ月超らずの短期刑には六ヶ月未満の者が多うございまして、其者の成績としては非常に良いかと存じましたから持つて昨年中の放免した者の一回の成績年報を辛ひ手に入れました。昨年中に放免した者が男女合計三百八十二人。其内成獄の悪い再入監者が男女合計四十八人。でございます之を總員に對する百分比例十二人五分餘の割合に當るので、是も初犯短期刑に過ぎずとも雖も多くは習慣的犯罪者が籠つて居るのであります。それを調べますると其成績は比較的良好になつて居るを存じます。一應御参考申上げた次第であります。

本多澄雲君

監獄協會記事

うといふ考を起しましたので、意見を申し上げることはむづかり御挨拶を申し上げたいといふのが重になつて此演壇を拜借した次第でございます。唯今の御演説を承つて所謂所感を談片的に申上げて演壇を降らうといふ考であります。

る。英照皇太皇が崩御の際に全國に慈善金を御下賜になりました。此事を長く紀念する爲に慈善金の利子が殖へた所が仕方ない。其精神を以て毎年一月十一日には希くは一般で申したいが少くとも女囚丈に免役を與へたい考を持つて居る。丁度天皇節と祝日の如く、小學校で地久節を休んで祝する如く、少くも免役日として英照皇太后の御恩恵を長く彼等の臆體に紀念せしめ、又一面には其所々の監獄の樞要なる働をしてござる方々が或は判事檢事の方又辯護士のやうな方慈善家教育方を糾合し若しくは招待して其日は日本全國至る所に於て監獄改良事業に關する會を開くことにしたら非常に日本國中で此監獄改良の叫聲が高くなつて大なる注意を惹くであらう、斯ういふ考を持つて居りますので誠に我々の嬉へました感化同志會に於て地方に歸つたら事業に着手しやうといふ約束はしましたが、實行が出来なかつた、それは正月中であり一面に仕事がありますから社會に出てさうこうして居ることが出来ない。初めてであるから當日は少くも女監丈の免役日と定めて、閑が出来たら何か典獄各課長看守長の方と共に有志者と相圖つてさういふ罷をしたならば監獄改良のことは恐らく今日にあつてさういふ罷をしたならば監獄改良のことは恐らく今日にあつて信じて居ります。併せて申し上げますが、物は小さい物が大事であつて、さういふことを社會に訴へるにも益々細かい所に氣を付けて行かなければならぬ。世間の人に監獄のことを紹介するに、あの奴は三犯者でさういふ物は仕方がないといふ風であります

本多澄雲君

第一に盤井君の御演説を拜聴する際に世間の人就中上流に居る人々雖も監獄事業には至つて冷淡であるから社會の同情を惹くことが出来ぬので我々汲々として盡力して居る。いふ御熱心なる御演説がありましたが、之に付て思出すことがあります。先年英國の女子高等師範學校長のヒラスといふ人が東京に參られて或監獄を訪問して其典獄殿と段々話されたことがある。其際にヒラス嬢が典獄に對してあなたのお國では監獄改良の中心はさういふ所にあるがと云てお尋した時に其典獄殿の答に其時は幾らか跨る意味を含んで私の國では完全の司獄官があり中心となつて活動して大に監獄改良の實效を期せむとして居る。話した所が如何にもヒラス嬢が失望した有様を示しまして、誠に日本の監獄改良は心細い者である。我英國に於ては僅かなる司獄官所ではない倫敦市中の市民位い全國の國民が此監獄改良の後援者となつて呉れるから我々は心に強うして此事業に従事する事が出来。此事業に従事する者は最も名譽さし最も光榮として居るのである。斯う言ふたところと云て其典獄殿が私かに或人に向つて實はあの時は少々彼の上に於て意外の事であつたと云て笑ひながら話になつたと云つてを前の久保田局長から承つた次第で、さういふ次第であるからあなた方も地方へ出て演説される際には監獄思想を鼓吹して貰ひたいといふ話でありました。それで曾て私が考へたことが

て、世間の人に向つて同情を求めつゝ居りながら其言葉の上に温い有様がないから、心ある者は却て其人の言ふ所に言葉道等に於て衝突して居る點に於て大に疑を拂ひであらう。だから世間に訴

へるにも悔むべき彼の人々とが細かい所へ氣を付けなければならぬ。私が膳所の監獄に居りし時分或頭になつて居る人が誤つて參つたことがある。其人が出監する際に尋ねましたら入監申に看守の人達が監房の前に来てこいつは放免ださあいつはさうださか實に胸を刺される感がある。元であつたら彼は向ふから敬禮する我々に腰を低くして相對さなければならぬ者が、一朝地位を顛倒したからといふて拘摸や小盗人と同じやうに扱はれて此奴なご云はれるのは情けないものである。それがために自暴自棄の念を起して薄志弱行の念を起して再び犯罪に陥るであらう、あれは常に御禁じにやらなければならぬといふて其人は地位もあつた人であるから注目的に言つたことかある。であるから彼等に温き同情を與れるといふては詭辨があるが、表情は大事であるから心の上で改良の歩を進めて行きたいものである。斯う云ことを申しますと甚だ口廣いやうでありますが何れの言語にも趣味と云ほどの事は承知致しませぬが。男と女を駁べますとどういふ譯でありますか。私に女の子が澤山ある爲めか以前小學校に關係した爲でありますか分りませぬが、趣味といふものを持つて居るやうに考へます。其ことは管らぬものに書いて雜誌に出したこともありませんが、そんな自畫自讃は抜きにして、ゾンプロゾリが女は兎角嘘を云ふ、是はさういふ原因であるが研究して五つ原因を擧げて居りますが、今日演説する考があれば其材料を持つて參りませんが、今申上げた通り既に其考なく參つたので其考を思浮べたことは出来ませぬが、ロンプロゾリが研究した通り五つ原因があつて嘘を云ふこれを看破するは女性でなければいけません。私は其

點に就て申上げるには不遜の嫌があるから深く立入つては申上げませぬが、今日は既に看守長の下に女監取締の部長も出来て居る時代でもつと進んで教誨師も女性の女を得なければならぬ。といふことはあなたの方の承認のことであるところがあるがそれに対して果して教育が完全に施せるかといふと他のことは存じませぬが、我々の宗派ではそれに堪へることは出来ない、他家には尼がおりますがあれは唯片輪とか或は誰の菩提の爲にするかといふやうな犠牲的の出家である。慈善事業に身を投じやうといふことが動機となつたものがない。又今日の教育法もさういふ方面に努めて居りませぬ。若し今日女性の教誨師を要するとして見たら佛教家は如何なる手段を以て之に對せむとするか、是はあなた方に申上げるのでありませぬ。宗教方面に伺つて大に叫ばなければならぬと考へて居りまするでも併せて所感でありますから私はさういふ考を持つて居るといふ事を申上げて置きます。

それから女監取締といふ名は醜態であると思へる。なぜ古るいかに質問されるその眞面目に御答辨は出来ませぬが、唯何さなく感じます。であるから先づ其名を正さむといふ意味になれば此名稱を改めて行かなければならぬまい。是は穩當でもありませんまいが教へる婦人であるから教婦とでもいふたらよいか訓導とでもいふたらよいか何んとか名を改めましたならば大に女囚を訓導戒護させて行くに付ても多少直接間接に影響があると考へますそれから取締の服装も簡袖にして今日の郵便局の人達の服装のやうに改めたいといふ考も持つて居ります。

終りにもう一つ皆さんに御相談を願ひたいのは各監獄に丁度將

校婦人會のやうな婦人會を組織致したい。と申すは何れもさういふ二つの目的でございませぬ。母親の感化が子供に影響することの大なることは今更申上げることはありませんが、私は支那の書物で杭州婦人といふ者を讀んだそれから日本左衛門の話を聽いたことがある。濱名庄兵衛といふ大泥棒で日本左衛門の綽名を取るに至つたあの動機は小さい時に鎮守の祭禮の時遊んで居つて歸らうとしたら下駄がないで泣いて歸つたそれを母親が見てなぞ泣いて来た。誰か持つて行つたか下駄がない。意氣地のない奴だ。外に代りがあつたら持つて来て。斯ういふた母親の一言で所謂獎勵的言葉で以て誰にも誰が有難いといふか。それが白紙に一點の墨を打つた如く。山の峰に黒雲が現はれて滿天の雲となる如くである。こんなことは御承知のことと唯一例を申上げたのである。支那の書物の杭州婦人といふは杭州府に興善寺といふ寺があつて其門の所に仁王様がある、其前で駄菓子を買つて居る婦人が一子を擧げた、それが仁王様ツツタリで睨んで居るこれが印象したのであります。佛蘭西人の書いたもので、翻譯本であります。其書物を見た時にも是より著しい一例がある。或婦人が死罪に處せられることになつて父母は彼の犯罪人たることを知りませぬ最早来月は臨月であるところが罪が定つて斯罪といふことになつたので非常に悲んで一ヶ月助かつたら子供の顔を見て行けるといふて餘りそれを案じましたら妊娠して居る者は分娩を早めるといふことですが、一ヶ月分娩を早めて無頭の怪物を産んだ。斯ういふことが書いてあつた。實に心理的影響が生理的結果となつて現はれる恐ろしきものであると感しました。さういふ次

第であるから監獄官吏の官舎のある所、無論官舎のない所でも常に婦人といふと話して彼奴は今度かういふ風で旨く逃げやがつた、これから官舎などに時々及ぶが来て家族に接近する。さういふ場合子供に斯ういふ影響が及ぶが種々のことが子供に結果が来まうが、之を防ぐにはさういふかといへば家族の修養が大切である。監獄吏員の修養は司法大臣の御訓示で大範圍かけて居るが、家族の修養に就ては私は寡聞であります。が餘り聞かれて居ない。マアあるでありませぬが必ずやることに一定して居らぬ。であるから一面には家族の懇親を圖り又家庭教育の基を作るやうにさういふ犯罪的分子の侵入を防ぐ上にも致したい。もう一つ結合の結果斯ういふことをしたいと思ふ。是は二十八年頃集監獄が石川島から移る際に居つたので或々退避する際に一人の女が三つばかりの子を背負ふて泣いて居る。それを看守の方が二人取巻いては何か話して居るそこへ私が參つたら是は可憂相でございませぬ。何んですといふたら、在監中の夫に面會に來ました。が時刻が過ぎて面會出来ぬので諭して居るといふ彼の言ふ所を聽く。と夫は五箇月の處刑で三箇月間はやつとやつて居つたが最早子供があるのを數箇月前大屋の方が部屋が滞つて居るので逐出されたが、子供があるので下女奉公も出来ない。最早總體絶命陽田川に身を投じて死のよりは仕方ない。あと二箇月餘であるが立行かぬから暇乞に來たといふ話、それから今夜の宿賃は悪んでやるからといふてホツケツトの中、の遺残りの小遣をやつたといふ。それで私は私もさう少許與へて歸して翌日面會に來た、さういふ者が多々あることは御承知でありますから在監人にしてもう二三ヶ月

て出獄する家族は持ち切れぬ死ななければならぬ、さういふ者を憐れむ事業を起して殊に子供を預りまして夫が放免になつたら歸して力を集めたい強いと存じますから、どうもさういふ風に各監獄で婦人の團體を造りたい東京の如きはも一層規模を廣めて此監獄協會の如き所に於て婦人の會合をなすつて各監獄の典獄夫人の御夫人方が會長若くは幹事長をお勤め下さつて彼等の將校婦人會などの働に劣らざる全國の模範になる働をおやり下さつたならば、實に監獄の雄風あり満目同情なきの仕事と思つて居るが、實に春の日のやうな美しき働であるといふことを解しましたら世間の注目も今日の如く粗で有ますまい。一層熱き注意を以て我々の運動を見るであらうと考へますので水城君が云はれました通り田舎者が申上げるとは既に諸君が御承知で却てお笑草と思ひますが思ふことは言はずに居ることは出来る風が私にございますのでそれをお目に懸けて業の深い男であります、どうぞ宜敷お宥しを願ひ此演壇を汚した段を深く感謝して降壇致します。(拍手)

中澤亮雄君 私の別に話す題もありませんが、前辯士に就つて所感それから私の監獄で行つて居る懲罰執行の點が他監獄と少しく異なる點がありはせぬかと思ひます。其點を第一に申上げて次に教誨師の側になります、是は私の實驗談、頗る自己が假裝的人間であつた私の懺悔談であるそれを申上げた。それを題として申上げると精神なきの母たらむよりは寧ろ精神ある人間だと、斯ういふのであります。第三には田舎より見たる東京

第一の私共の監獄でやつて居る懲罰執行の他監獄に異つて居る點は東鴨監獄と同一であるが東鴨監獄よりも一層酷いといふては恥を感ずやうであります。私の方で先般假出獄になつた伊藤末吉の話にこんな監獄などは日本全國に見たことはない。私は監獄を随分クル／＼廻つて暮したがるが蒲鉾といふ執行はない。蒲鉾の減食は初めからだといふ蒲鉾減食は何かといふと寒申でも板の上に乗せてあるから、是は蒲鉾減食の執行であるといふ。成るほど板の上に乗せてやりました。房ではやりませぬ。自分等が菓鴨に居つた時は房内でやらせた、ところが目下十勝の監獄の懲罰執行の方法は減食三日或は二日板を敷いてそこに三人でも五人でも坐らせて姿勢を正しくして居らせる。彼等は勞働して居つた身體を以てさういふことに遭ひます。三日四日食はぬよりは苦しいと言つて居りました。故に此伊藤の話に依るとするで今戸焼の狎ころの鼠物である。さうして飯が減つて居る、是は實に困難である、斯ういふことは日本全國恐らくありますまい。是は典獄殿の前だが正直に申上げるといふ。而して且つ曰く去りながら私も精神は一變して今日の假出獄の恩典に浴するに至つたのは何んであるかといふ、即ち此伊藤末吉の墮落者をして今日の幸福あるに至らしめたのであります。故に此點に於ては感喜を以て謝さなければなりませんといふて典獄殿と私に向つて禮を述べました。それはどうかといふと私のやうな素性の奴は生優しいお考へてやつて下さつては受付けません。ごちやうでも官吏を呑んで居るから本當の事をいつて泣はしぬ嘘泣である。それを少しせよをかくと教誨師始め面喰つて仕舞ふ典獄さんさうである。所るが其妻

を始終かへれて下されたから男子たるもの惡にも強ければ何をこいふ精神を善い方面に向けられたから確かに是非恩澤なり寧ろ此嚴しい執行方法を私をして改善せしむ爲の真手段と感じて、誠に有難い佛者の所謂大慈悲も、であると認めてから本當の人間になつた論より證據今日恩典の結果を見るに至つて彼は泣いて謝した。此點が他監獄の懲罰執行と少しく異なりはせぬかと思ひます。それから精神なき母たらむよりは精神ある人間だといふのであります。教誨師は母である典獄に父である。故に教誨師は濃厚

顔見せて居つたら到底いかぬ。時に依つたら典獄の方で寛くしたらといふても其人間の性質犯刑の如何に依つては減食を重くやつて下さいと主張する。其人間を真民にしたいといふ一片の心があつた以上彼等が涙を以て假裝的の母たらむよりは活動ある人間だといふは此點に於て實際に私が初めて気が付いたのであります。是も私が子が出来たから斯ういふ精神が起つたので子寶といふは此點を喜んで居ります。

萬貫馬事萬端母の如き風で囚人に接する必要があると思つて明治三十年三月十九日東鴨監獄に出ました。そこで自分が母になつたのです。で自分が無暗に母氣取つてやつた。それが實に抑の失敗であつた。本當の母といふ意味を解しない。自分が男子で母の慈悲はどの邊まであるかといふ程度が了解が出来て居らぬ人が何んぞ母であるといふても嘘である似非の母である。似非の母を以てしてどうしてあゝ墮落した人を感化誘導することは出来ぬ待たずして與ふることをやつてお母さん風でやつて非常に失敗した。であるからいつも囚人の奸策術中に陥つて居る。そこで段々研究して無精神なる母たらむより精神ある間寛たれといふ心が私の胸中に湧いたのであります。なぜかといふと一家でもさうでございませう。自分は今五つになる子供がおりますが、肝癪持の困つた子供供でありますから時には尻をまくつて眞ッ赤になるまで打つこともあります、それは可愛ければこそ打つのである。斯ういふ風に生長したらどうである天下百般の事が高橋たんの二の舞を見せんかと思ふ。囚人を遇するにも教誨師の地位だからといふて甘い

第三には私は賢明なる諸君に御禮を申上げて此壇を下らうと思ひます。それは田舎より見たる東京であります。自分は思想が非常に變化して十六七歳の頃は衣腕に至る向の詩吟が好きでいつも途中を歩くだけでも人が居らぬと大殺の親分のやうにステッキを振廻して歩いた最も變カラの一人であつた。それが二十一歳の頃からハイカラ的になつて殊に教誨師として、斯ういふことを申上げては濟まぬが先づ色氣たふりて美人でも見ると我輩の境遇は親がなんといつても戀愛は神聖だからといふて香水でもアン／＼掛けて頭の髪を分けて衣を着ることは嫌いであつたから観音様へでも行つても帽子も取つたことはない。何とも手の着けられぬ性質に陥つたことがあるところが又一變して昔の變カラになつて昨年私が妻と子とを連れて八十になる母に會ひに参りました。其時は母に會ひたい一心で親子三人で東京に参りましてさうして市ヶ谷の監獄を訪れた時に尊野典獄殿に向つて、どうも東京の學生は非常にハイカラである。學生は修業中である。人生行路中の最も大切な時である。彼は總て見る所我々の方で謂ふ善隣式で居るあゝいふことでどうして立派の人物が出来るか斯ういふことを忽

ち田舎者として思浮べた。殊に女學生の氣に食はぬこと實に嘆はしい次第である。東京は非常にハイカラ式になつて男女學生が競ふて飾つて居る。あれでどうぞでせうかと思ふ野さんに申上げたことであつた。ところが話が又切れますが今年私が又東京に出て參つた所が昨年の考がすつかり無くなつて狂舞つた。それは何故かといふと丁度私が二十歳のもう少々前の非常にハイカラを好んだ時代に歸つて東京を見たのです。ところがはあなの方の御盡力の結果と思ひ御禮を申上げなければならぬ。それはどういふ譯でさういふ感念が浮かんだといふと、十七八のハイカラ的の感念を以て見た。それは實は汽車に乗り電車に乗りましてもスミレかマイオレットか素暗しい香水を付けた婦人がやつて來る決して悪い氣持はしないといふもつかり婆あさんや枯木のやうな爺さんよりよい。彼は何者ぞなど見るとさうでない其内情を穿つて見る心持が惡くないその優美なる勢力が我々を化するの。實に女學生や或は其外の若き婦人の方の姿が如何にも美しい。即ち學生諸君をして感はしむるに十分な價値を有つて居るにも拘らず學生諸君の誤が少い犯罪者が割合に少ないと思ふ。其罪人の割合に少ないのは何んであるかといふと實に東京に在るの諸君の間に着實なる堅實なる能く修養の積んで居る人々が此大都會の外觀に欺されないで、能く其間を切抜けて修養してござる點に至つて犯罪人が少ない、此點に於て深く東京全市の諸君に胸中私に御禮申上げる向は進んで此會堂に於集りの献身的斯道に御從事なさるあなの方の響きで不知不識の間に傳播する賜物として深く御禮を申上げます。

- 當日の來會者左の如し
- | | | | |
|--------|--------|-------|--------|
| 武管權右衛門 | 並木新右衛門 | 磐井 宗成 | 大里 平馬 |
| 近藤彦太郎 | 君塚庄次郎 | 田原 法馨 | 高澤 庄吉 |
| 松岡 觀龍 | 求 猶松 | 維實 瑣吉 | 原 卓一 |
| 高橋初太郎 | 小野里郁之助 | 櫻井 謙三 | 鈴木 伊藏 |
| 安藤 貞直 | 高島成次郎 | 高田 嘉雄 | 松宮 政友 |
| 田中 仙松 | 末光 虎平 | 高田貞次郎 | 高田龜之助 |
| 藤谷恒太郎 | 山田 成一 | 鶴口 正 | 野々垣梅次郎 |
| 橋本 豊吉 | 西元 龍拳 | 有村 國真 | 三毛猪馬介 |
| 澤野重次郎 | 寺澤八十二郎 | 赤城 一雄 | 大山二之助 |
| 福島磯太郎 | 山口庄之吉 | 木股永次郎 | 井園房太郎 |
| 鶴澤彌惣治 | 井野定三郎 | 橋本 閔太 | 星野政太郎 |
| 引野辰司郎 | 玉木篤三郎 | 坪井孝太郎 | 榎橋徳左衛門 |
| 高山元四郎 | 鉢嶺 清徳 | 黒田源太郎 | 神山 友吉 |
| 鹿本田彦次郎 | 千葉榮三郎 | 馬淵 秀逸 | 淺田 彰齊 |
| 石山 憲丸 | 古矢 嘉助 | 平塚 龍驥 | 藤田 惠 |
| 本田 重丸 | 渡邊 徹到 | 長沼 徳水 | 藤田 利喜三 |
| 肥後 盛玉 | 馬 精一 | 土居 徳治 | 原 善聰 |
| 大石 直見 | 齋藤 廉清 | 館谷啓三郎 | 河部 純孝 |
| 奥井太三郎 | 菊池 大秀 | 淺田 廣輔 | 藤内 得成 |
| 折居 秀雄 | 青山 常丸 | 山本 教應 | 津之地佐一郎 |
| 本多 澄雲 | 吉田八重造 | 宮原 定吉 | 北村 牛六 |
| 大西 治夫 | 高橋 彦吉 | 河原末次郎 | 實川 定吉 |
| 架谷 義城 | 安達 治助 | 山内 友吉 | 北村 亮雄 |
| 安藤 薫導 | 小比賀輝政 | 光弘 祐吉 | 中澤 定吉 |
| 藤居 大威 | 高橋 久丸 | 南木 大憲 | 伊東 思恭 |
| 齋藤 友治 | 笠原 寅藏 | 澤田幸太郎 | 香川 千教 |
| 原 流昭 | 磯村 政富 | 鎌田 眞平 | 島田 榮造 |
| 香川又二郎 | 安松 秀雄 | 永田直之丞 | 藤澤 正啓 |

第五十七條

教誨師ハ監獄ノ規則及ヒ規定ヲ遵守シ囚人ノ看守紀律及ヒ作業ニ關スル之レカ運用ヲ妨ケサルハ勿論典獄ヲ助ケテ之レカ維持ヲ圖ルヘシ

第五十八條

副教誨師ハ教誨師ノ命令ノ下ニ執務シ又教誨師ノナスヘキ一切ノ職務ヲ執行スルニ足ルモノナルヲ要ス 教誨師副教誨師ノ中何レカ監獄ニ在ラサルトキハ監獄ニ在ル者之レカ職務ヲ行フヘシ 本條ニ基キ教誨師ニ關スル規則ハ又之レヲ副教誨師ニ適用スヘキモノトス

第五十九條

英國教會ト異ナル宗門ニ屬スル囚人ニシテ特ニ要請スルトキハ典獄ハ監獄事務官ノ認可ヲ經タル規定ニ從ヒ一定ノ特職ニ於テ相當ノ時間其宗門ノ牧師ヲシテ之レヲ接見セシムルコトヲ得 典獄ハ囚人ニ其入獄ノ際此特典アルコトヲ知ラシムヘキモノトス

第六十條

千八百六十三年發布ノ監獄牧師條令(此規則ハ故ニ監獄牧師ニ關スルモノナリ)ニ基キテ任命セラレタル牧師ハ許可ヲ得テ或ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ監獄ニ在ラサルトキハ監獄事務官ノ承諾ヲ得テ代理人ヲ指定スヘシ

第六十一條

監獄牧師ハ其宗門ニ屬スル一切ノ囚人ノ姓名及ヒ其職務ヲ執行スルニ必要ナル囚人ニ關スル諸項ヲ知悉スヘシ

第六十二條

監獄牧師其宗門ニ屬スル囚人ニ宗教教育ヲ施サンカ爲メニ典獄ハ其接見ニ都合ヨキ時間ヲ指定スヘシ 但シ監獄牧師ハ其宗門ニ屬セサル囚人ト交通スヘカス

第六十三條

監獄事務官ハ多數囚人ノ出席者アリ且ツ監獄ノ事情ニシテ之レニ要スル設備相當ト認ムルトキハ監獄牧師ハ指定セラレタル時神事ヲ行フヘシ

第六十四條

第一項 監獄牧師ハ入獄及出獄ノ際其宗門ニ屬スル囚人ヲ成ヘク個々ニ接見シ之レヲ訓誡スヘシ

第二項

監獄牧師ハ其宗門ニ屬スル病囚及ヒ懲罰又ハ特別戒護ノ下ニアル囚人ヲ其緊急ノ需ニ應ジ

ヲ接見スヘシ

第三項 監獄牧師ハ其宗門ニ屬スル囚人ニシテ死刑執行ノ命令ヲ受ケ又ハ死刑ニ處スヘキ罪ヲ犯シタルモノニ特ニ注意スル所アルヘシ

第六十五條 監獄牧師ハ囚人ニ閱覽セシムル書籍ノ目錄ニ注意シ除斥スヘキ書籍ハ之レヲ其宗門ニ屬スル囚人ニ看セシムヘカラス

第六十六條 監獄牧師ハ監獄ノ規則ヲ遵守シ囚人ノ安寧紀律及ヒ作業ニ關スル之レカ運用ヲ妨ケサルハ勿論典獄ヲ助ケテ紀律秩序ノ維持ヲ圖ルヘシ

第六十七條 監獄事務ノ認可ヲ得ルニアラサレハ監獄内ニ於テ囚人間ニ書籍又ハ印刷物ヲ配布スヘカラス又英國教會ニ屬スル囚人ノ宗教々育ヲ施サンカ爲メニ書籍又ハ印刷物ヲ差入ル、場合ニハ教誨師ノ同意ヲ得タル後ニアラサレハ之ヲ許サス 英國教會ニ屬スル囚人ノ宗教々育ヲ施サンカ爲メニ差入ヲ申出テタル書籍又ハ印刷物ニ關シ教誨師ト監獄事務官ト其意見ヲ異ニスルトキハ監獄事務官ハ之レヲ其管内ノ僧正ニ問合ハスヘク此種類ノ書籍又ハ印刷物ニ關シテ僧正ハ最後ノ裁決ヲ與フルモノトス 上述ノ監獄事務官ノ許可ニ準シ自餘ノ宗門ニ屬スル囚人ニシテ其所屬宗門ノ牧師ノ接見ヲ受タルモノニ宗教々育ヲ施サンカ爲メニ差入ル、一切ノ書籍又ハ印刷物ハ又當該牧師ノ認可ヲ得サルヘカラス 典獄ハ監獄ニ差入レタル一切ノ書籍及印刷物ノ目錄ヲ保管スヘシ

第六十八條 囚人ニハ各自其屬スル宗門ノ認許ヲ得タル聖書及祈禱書一冊ツ、ヲ給スヘシ

第六十九條 第一項 指定セラレタル時間中所定ノ程度ニ於テ囚人ニ讀書習字及算術ヲ教授スルカ爲メニ各監獄ニ其設備ヲナスヘシ 日々親ヲ授業ヲ監督シ之レカ主宰ノ任ニ當ルハ教誨師ノ務ナリトス

第七十條 第二項 授業ヲナスニ適當ナル囚人ハ毎週四時間以上作業ヲ免シテ之レニ學科ヲ授クヘシ

第七十一條 第三項 各監獄ニハ圖書室ヲ設ケ監獄事務官ノ認可ヲ經タル書籍ヲ藏ムベシ

第七十二條 第四項 監獄事務官ハ特別ノ決定ニヨルモノ、外囚人ニ閱覽セシムル爲メニ之レヲ監獄圖書室ニ入ル、ヲ許サス

第七十三條 第五項 囚人ハ刑期ノ最初一ヶ月間通俗ノ宗教々育ノ外教育書ヲ閱覽スルヲ許ス

第七十四條 第六項 刑期ノ最初一ヶ月經過後ハ通俗ノ教育社會宗教ニ關スル書籍ノ外圖書室所藏ノ書籍ヲ貸シ囚人ノ行狀及勤怠ニ應ジテ之レヲ屢次變換スルヲ許ス

第七十五條 第七項 囚人中之レニ施ス教育ニヨリテ自ラ利セント力メサル者ハ作業ニ於テ懶惰怠慢ナル者ト同様其特典ヲ褫奪スルコトヲ得

第七十六條 接見 通 信

第七十七條 第一項 囚人ト其朋友トノ接見及ヒ交通ニ關シテハ監獄ノ紀律及秩序ヲ維持スル爲メニ設ケタル規定ニ從ヒ左ノ規定ニ依リテ之レヲ許ス

第七十八條 第二項 囚人ハ特別ノ許可ニヨル者ノ外規則ニ指定セサル時ニ於テ其朋友ト交通スルヲ得ス 但シ猶豫スヘカラサル緊急又ハ切迫セル事情アルトキハ典獄ハ特ニ之ヲ許可スルコトヲ得 此場合ニアリテハ典獄ハ之レヲ其帳簿ニ記錄スヘシ

第七十九條 第三項 已決囚ニシテ刑期ノ内ニヶ月ヲ經過シタル者ニシテ若シ其行狀勤勉ニ見ルヘキモノアルトキハ其親族及ヒ尊敬スヘキ朋友ト交通シ監獄ニ於テ之レト接見スルヲ許ス而シテ此特典ハ刑期滿了前一ヶ月ニ至ルマテ其行狀ト勤勉トニ從ヒテ漸次増加スヘシ 同時ニ三名以上一囚人ニ接見

第八十條 英國監獄則

一三

スルヲ許サス 特別ノ決定ニヨルモノ、外一囚人ト交通スルヲ許サス 以上ノ特典ハ不行狀ノ廉アリ又ハ監獄ノ規定ヲ破ルトキハ何時ニテモ之レヲ褫奪スルコトヲ得

第四項 以上ノ特典ニ加フルニ典獄ハ囚人ノ朋友ニシテ之レニ接見スル能ハサリシトキハ接見ニ代フルニ發信一次返一次ヲ以テスルヲ囚人ニ許スコトヲ得 又左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ特別信書ノ往復各一次ヲ許スコトヲ得

イ) 近親死亡シタルトキ

ロ) 至急本人ノ職業又ハ家事ニ關シテ指圖スルトキ

ハ) 釋放ニ關シテ朋友ニ雇入ヲ頼ミ又ハ其援助ヲ得シカ爲メノ準備ヲナス

第五項 典獄ハ囚人ニシテ信書ヲ發シ又ハ之レヲ受クル特典ヲ有セサルトキ其囚人ニ關スル重要事項ヲ何時ニテモ本人又ハ其朋友ニ通知スルコトヲ得

第六項 狀師又ハ辯護人ニシテ囚人ノ關係セル民事上又ハ刑事上ノ手續ヲナシ若クハ如何ナル法律事務ニ於テモ囚人ノ法律顧問トシテ善意ノ行爲ヲナス者ハ官吏ノ聽取スルヲ得サル距離ニシテ而モ其視界中ニ於テ其事務ニ關シテ囚人ニ接スルコトヲ得

第七項 男囚ハ男官吏ノ立會ニテ接見ヲ受クヘク女囚ハ女官吏ノ立會ニテ接見ヲ受クヘシ

第八項 緊急ノ場合ノ外日曜日ニ於テ囚人ニ接見スルヲ得ス

第七十三條

第一項 典獄ハ囚人接見人ノ住所姓名ヲ尋問スルコトヲ得 不審ノ廉アルトキハ之レヲ檢索シ又ハ男官吏ヲシテ檢索セシムルコトヲ得 女子接見人ヲ檢索スルニハ女官吏ヲ以テセシムルコトヲ得 檢索ハ囚人又ハ他ノ接見人ノ前ニテ行フヘカラス 接見人ニシテ檢索ヲ拒ムモノアルトキハ典獄ハ其監獄ニ入ルヲ拒絶スルコトヲ得 典獄ハ其成行ノ事由ヲ其詳細ト共ニ帳簿ニ記録スヘシ

第二項

囚人ニ面會センカ爲メニ來獄スル者ノ中不正ノ目的或ハ監獄則ニ違反シテ貨物ヲ持込ミ又ハ持出シ若クハ其行爲監獄内ノ必要ナル紀律又ハ秩序ヲ破壞スル傾アリト疑フヘキ正當ノ理由アルトキハ典獄ハ其接見ヲ停止シ之レヲ監獄ノ外ニ出スコトヲ得 此場合ニ於テハ其事實ヲ正シク帳簿ニ記録シ之レヲ監獄事務官ニ上申スヘシ

第七十四條 警官ノ當該警察署又ハ主務省ヨリノ命令ニヨリ同人ナルコトヲ見届ケン爲メニ囚人ニ接見スルコトヲ得

第七十五條

囚人發受ノ信書ハ典獄又ハ典獄代理一々之レヲ檢閲スヘシ 若シ其内容排斥スヘキモノナルトキハ之ノヲ交付セス又ハ排斥スヘキ部分ヲ任意ニ抹消スヘシ

第七十六條

有罪判決又ハ命令ニヨリ納付スヘキ金額ヲ支拂ハサルカ爲メニ入監シタル者ハ其釋放ヲ得ルニ要スル金額ノ支度ヲナス善意ノ目的ヲ以テ正當ノ時刻ニ於テ其朋友ト信書ノ往復ヲナシ且ツ之レニ接見スルコトヲ得

第七十七條

典獄ハ前數條ノ諸規定ニ從ヒ監獄事務ノ管理又ハ囚人ノ作業ノ許ス限リ囚人間ノ交通又ハ通信ヲ一切防止スヘシ而シテ囚人間ノ交通又ハ通信ハ一ニ典獄ノ指揮ニヨリテ行フヘキモノナルコトニ注意スヘキモノトス 但シ談話ノ特典ハ一定ノ期間後善行ノ賞トシテ品行方正ニシテ此特典ヲ希望シ且ツ之レヲ與フルモ不相應ナラスト認メタル長期ノ囚人ニ一定ノ日一定ノ時間相當ノ監督ノ下ニ之レヲ許スコトヲ得

犯 則 懲 罰

第七十八條

何種ノ懲罰又ハ特典褫奪ト雖典獄又ハ典獄ノ在ラサルトキハ其代理ヲ命セラレタル官吏ノ外監獄ノ官吏ハ何人モ之レヲ囚人ニ科スルヲ得ス

第七十九條

囚人ハ左ノ行爲ヲナシタルトキハ監獄紀律違反ノ罪アルモノトス

- 一 典獄又ハ他ノ官吏ノ命令若シクハ監獄ノ規定ニ從ハサルトキ
- 二 監獄ノ官吏雇人又ハ接見人若クハ監獄又ハ作業ニ關聯シテ雇ハレタル者ニ無禮ヲ加フルトキ
- 三 作業懶惰粗略又ハ懈怠ナルトキ若クハ作業ヲ拒ムトキ
- 四 許可ヲ得スシテ儀式祈禱又ハ授業ニ缺席シタルトキ
- 五 儀式又ハ祈禱ニ於テ不敬ノ行爲アリシトキ
- 六 冒瀆呪咀又ハ罵詈褻褻強迫其他不謹慎ノ言語ヲ用ヒシトキ
- 七 言語行爲暴動ノ作法ナルトキ
- 八 他囚ヲ毆打セシトキ
- 九 許可ナクシテ他囚ト談話シ又ハ交通セシトキ
- 十 放歌又ハ口笛ヲ吹キ不必要ノ響音ヲ爲シ若クハ無用ノ紛擾ヲ起ストキ
- 十一 許可ヲ得スシテ己レノ監房其他指定セラレタル區域若クハ作業ノ坐席ヲ去ルトキ
- 十二 如何ナル方法ヲ以テスルモ監獄ノ一部又ハ使用物品ヲ損傷シ又ハ破壊シタルトキ
- 十三 或ル有害ノ行爲(ヌイサンス)アリタルトキ
- 十四 所持スルコトヲ許サ、ル物件ヲ所持シ又ハ其監房内ニ之ヲ包藏シタルトキ
- 十五 許可ナクシテ如何ナル物件タリトモ之レヲ他ノ囚人ト授受シタルトキ
- 十六 以上ノ外如何ナル方法ヲ以テスルモ秩序紀律ヲ亂シタルトキ
- 十七 前項ノ豫謀ヲナシタルトキ
- 第八十條 典獄ハ確カニ監獄紀律ヲ犯シタリト認ムル者ハ何人タリトモ之レヲ審問シ判定シ處罰スルコトヲ得
- 第八十一條 典獄ノ取扱フ權限内ノ犯則ニ對シ典獄ハ左ノ如キ懲罰ヲ囚人ニ命スルコトヲ得

(イ) 三日以内ノ幽閉
(ロ) (刪除)

(ハ) 上級ヨリ下級ニ貶スルコト又ハ十四日以内進級停止
(ニ) 作業ヲ怠リ又ハ之ヲ拒ム者ニ對シ三日以内臥褥剝奪
(ホ) 七日以内刑期輕減ノ特典喪失

第八十二條 囚人ニシテ重キ而モ數次反則ヲナシ之レニ對シテ典獄ノ判定シ得ヘキ懲罰不十分ナリト認ムルトキ又ハ本條ニ記スルヨリ猶重キ犯則ヲ更ニ重クナシタルトキ典獄ハ猶豫ナク之レヲ監獄

- 一 同類ノ囚人ニ暴行ヲ加ヘタルトキ
- 二 監獄ノ官吏又ハ雇人ニ對シテ失禮ナル言語又ハ凌辱シタル言語ヲ用ヒタルトキ
- 三 故意又ハ放埒ニヨリ監獄ノ窓ヲ破リ又ハ監獄所屬品ヲ破壊スタルトキ
- 四 受罰中故意ニ監獄ノ秩序紀律ヲ妨害スル傾アル紛擾ヲ起シタルトキ
- 五 以上ノ外非常手段ヲ以テ抑壓スル必要アル重大ナル不行狀又ハ不從順ノ行爲アリタルトキ
- 六 脱獄シ又ハ脱獄ヲ企テタルトキ
- 第八十三條 監獄監察委員會又ハ同會員ノ一名ハ左ノ懲罰ヲ囚人ニ命スルコトヲ得

(イ) 十四日以内ノ幽閉、
(ロ) 惡行及懶惰ノ者ニ對シ十五日以内ノ第一種食糧給與 但シ食制ニ關スル規則ニ定メタル期間ヲ附スルコト

(ハ) 惡行及懶惰ノ者ニ對シ四十二日以内ノ第二種食糧給與 但シ食制ニ關スル規則ニ定メタル期間

間ヲ附スルコト

(刪除)

(ホ) 上級ヨリ下級ニ貶スルコト又ハ二十八日以内進級停止
(ハ) 十四日以内減刑ノ特典ヲ喪フコト

第八十四條 イ囚人若シ反抗又ハ反抗ヲ煽動シタルトキ若クハ監獄ノ官吏又ハ雇人ニ大ナル暴行ヲ加ヘタルトキハ典獄ハ猶豫ナク之レヲ監獄監察委員會ニ報告スヘシ 之レニ關シ會長ハ特ニ委員三名以上ヲ召集シ千八百九十八年發布ノ監獄條令第五節ニ規定シタル方法ヲ以テ罪狀ヲ審議セシムヘシ 會員ハ右ノ事件ニ關シテ判決ヲ下シ且ツ第八十三條ニ定ムル職權ノ下ニ犯人ニ懲罰ヲ命スル權能ヲ有スルモノトス 懲 役 ニ課セラレ又ハ重罪又ハ禁 獄ヲ言渡サレタル男囚ニアリテハ前條ノ罰ニ加ヘ又ハ之レニ代ヘテ答罰ヲ科スヘモノトス

ロ 答罰ノ命令ヲ下シタルトキハ之レヲ下シタル官憲ハ證據ノ略記一通及ヒ之レカ言渡シ并ニ其理由ヲ具備セル報告書一通ヲ内務大臣ニ傳達スルタメ監獄事務官ニ差出スヘシ 右ノ命令ハ内務大官ノ確認スルマテ之レヲ行フコトヲ得ス

第八十五條 囚人ハ已レニ對スル懲罰及ヒ其證據ヲ聞カシメ且ツ其辯護ヲナサシメタル上ニアラサレハ之レヲ處罰スルコトヲ得ス

第八十六條 典獄ハ自己又ハ監獄監察委員會ノ處罰シタル犯罪ノ性質ヲ處罰簿ニ記入シ且ツ犯人ノ姓名犯罪ノ日附及ヒ判決シタル懲罰ヲ之レニ附記スヘシ 此記錄ハ毎週ノ終ニ檢閲ノ爲メ監獄事務官ニ差出スヘキモノトス

第八十七條 食糧罰幽閉又ハ答罰ハ囚人カ其罰ニ堪フル健康狀態ニアルコトヲ醫官ノ證明シタル後ニアラサレハ之レヲ科スルコトヲ得ス

第八十八條 監獄内ニ於テ答罰ヲ行フトキハ必ス典獄及ヒ醫官之レニ立會フヘシ 醫官ハ必要ト認ムルトキハ健康傷害ニヨル答罰ノ防止ノ命令ヲ下スヘク之レヲ勵行スルハ典獄ノ職責ナリ 典獄ハ又罰ヲ執行シタル時間鞭撻又ハ毆打ノ數其他自己又ハ醫官ノ此際發シタル命令ヲ處罰簿ニ記入スベシ

第八十九條 答罰ハ十八歳以上ノ囚人ニアリテハ九條鞭又ハ赤楊鞭ヲ以テ之シヲ行フヘシ 又十八歳以下ノ囚人ニハ赤楊鞭ヲ用フヘシ 何レノ場合ニアリテモ刑具ハ内務大臣ノ認可シタル模型ニ依ルヘシ

第九十條 十八歳以上ノ囚人ニ科スル鞭撻又ハ毆打ノ數ハ三十六ヲ超ユヘカラス 十八歳以下ノ囚人ニアリテハ十八以下トス

第九十一條 答罰ノ命令ハ規定ノ方法ヲ以テ正シク記スヘシ 鞭撻又ハ毆打ノ數及ヒ之レニ用フヘキ刑具ハ何レノ場合ニアリテモ此命令ニ據ルモノトス

第九十二條

第一項 緊急ノ必要アル場合及ヒ檢束ノ必要アル時ノ外何レノ監獄ノ典獄ト雖モ囚人ニ桎梏ヲ施シ又ハ機械檢束ニ科スルコトヲ得ス 之レヲ科シタル場合ニハ一々其詳細ヲ典獄執務簿ニ記録シ之レカ通告ヲ監獄監察委員會ノ一名ニ致スヘシ 囚人ハ監獄監察委員會ノ一名ヨリ其理由及ヒ執行ノ時間ヲ明記シタル命令書ナクシテ之レニ二十四時間以上桎梏又ハ機械檢束ヲ科スルヲ得ス 此命令書ハ證據トシ典獄ノ保存スヘキモノトス

第二項 桎梏其他檢束ノ手段ハ内務大臣ノ認可シタル模型及ヒ法外之レヲ用フヘカラス

第三項 桎梏又ハ機械檢束ノ罰トシテ之レヲ囚人ニ行フヘカラス 死刑ノ宣告ヲ受ケタル囚人

第九十三條 死刑執行ノ令狀又ハ命令ノ下ニアル囚人ハ宣告後監獄ニ到達シタル時直ニ典獄ノ命令ニ
 エリテ之レニ通身検査ヲ行フヘシ 囚人ノ所有ニ委スルヲ危険又ハ無益ト認ムル物件ハ悉ク之レ
 ヲ領置スヘシ右ノ囚人ハ之レヲ他囚ト隔離シタル監房ニ幽閉シ晝夜絶エス官吏ノ看守ノ下ニ置ク
 ヘシ 食糧ノ種類及ヒ運動ノ量ハ監獄事務ノ認可ヲ經テ典獄ノ指定スルモノトス 囚人ノ屬スル
 宗門英國教會ト異ナリ且ノ其宗門ノ牧師之レヲ接見スルニアラサレハ牧師ハ何レノ囚人ニモ自
 由ニ探近スヘシ 他宗ノ牧師ノ場合モ亦同様タルヘシ以上前誨師又ハ牧師ノ外監獄監察委員會員
 又ハ監獄ノ官吏ナラサル者ハ監獄事務官又ハ監獄監察委員ノ命令ニヨルニアラサレハ囚人ニ接近
 スルコトヲ得ス

第九十四條 死刑執行ノ準備中及ヒ執行ノ時間中ハ法律ニ依リテ權利ヲ附與セラレタル者ニアラサレ
 ハ監獄ニ入ルヲ得ス

第九十五條

第一項 死刑ノ宣告ヲ受ケタル人ハ其接見セント欲スル親屬朋友及ヒ法律顧問ノ接見ヲ受ケルコ
 トヲ得 而シテ接見ハ監獄監察委員會員ノ命令書ニ依リテ之レヲ許可ス
 第二項 死刑ノ宣告ヲ受ケタル囚人ト共ニ處理スヘキ重要事務ヲ有スルコトヲ監獄監察委員會員ニ
 申出ツル者アルトキハ同會員ハ之レニ囚人ト協議スヘキ許可書ヲ交附スルコトヲ得

監獄官吏

第九十六條 監獄ノ官吏ハ内務大臣ノ任命中各其職ニアルヘシ
 第九十七條 官吏ハ囚人ト又ハ囚人ノ爲メニ金錢上其他ノ取引ヲナシ又ハ私用ノタメニ囚人ヲ使役ス
 ヘカラス

再版廣告

典獄 印南於兔吉君 編纂
 司法屬土屋直文君



實價金三十五錢
 郵税金 八錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關ス
 ル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ
 於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且攜帶ニ便ニシテ價モ
 又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監
 獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四ツ谷區 愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二一
 振替貯金口座七九八三番

第九十三條 死刑執行ノ令狀又ハ命令ノ下ニアル囚人ハ宣告後監獄ニ到達シタル時直ニ典獄ノ命令ニ
 エリテ之レニ通身検査ヲ行フヘシ 囚人ノ所有ニ委スルヲ危険又ハ無益ト認ムル物件ハ悉ク之レ
 ヲ領置スヘシ右ノ囚人ハ之レヲ他因ト隔離シタル監房ニ幽閉シ晝夜絶ニス官吏ノ看守ノ下ニ置ク
 ヘシ 食糧ノ種類及ヒ運動ノ量ハ監獄事務ノ認可ヲ經テ典獄ノ指定スルモノトス 囚人ノ屬スル
 宗門英國教會ト異ナリ且シ其宗門ノ牧師之レヲ接見スルニアラサレハ牧師ハ何レノ囚人ニモ自
 由ニ探近スヘシ 他宗ノ牧師ノ場合モ亦同様タルヘシ以上前誨師又ハ牧師ノ外監獄監察委員會員
 又ハ監獄ノ官吏ナラサル者ハ監獄事務官又ハ監獄監察委員ノ命令ニヨルニアラサレハ囚人ニ接近
 スルコトヲ得ス

第九十四條 死刑執行ノ準備中及ヒ執行ノ時間中ハ法律ニ依リテ權利ヲ附與セラレタル者ニアラサレ
 ハ監獄ニ入ルヲ得ス

第九十五條

第一項 死刑ノ宣告ヲ受ケタル人ハ其接見セント欲スル親屬朋友及ヒ法律顧問ノ接見ヲ受クルコ
 トヲ得 而シテ接見ハ監獄監察委員會員ノ命令書ニ依リテ之レヲ許可ス
 第二項 死刑ノ宣告ヲ受ケタル囚人ト共ニ處理スヘキ重要事務ヲ有スルコトヲ監獄監察委員會員ニ
 申出ツル者アルトキハ同會員ハ之レニ囚人ト協議スヘキ許可書ヲ交附スルコトヲ得

監獄官吏

第九十六條 監獄ノ官吏ハ内務大臣ノ任命中各其職ニアルヘシ
 第九十七條 官吏ハ囚人ト又ハ囚人ノ爲メニ金錢上其他ノ取引ヲナシ又ハ私用ノタメニ囚人ヲ使役ス
 ヘカラス

再版廣告

典獄 印南於 文君 編纂
 司法屬土屋直文君 編纂



實價金三十五錢
 郵税金 八錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關ス
 ル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ
 於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲ蒐集シ校正嚴密且携帶ニ便ニシテ價モ
 又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監
 獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四ツ谷區愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二一
 振替貯金口座七九八三番

◎定價改正廣告

一勝友叢誌

一部 金六錢
一冊 金六拾六錢 (郵税ナシ)

近年印刷職工賃金及洋紙價騰貴ノ結果トシテ止ムヲ得
ス明治四十一年一月初刊號ヨリ前記ノ如ク改正シ之ト
同時ニ記事ノ精撰ニ努力可致候間倍舊御愛讀願上候敬
白

明治四十年十一月

東京市四谷區
愛住町二番地

勝友叢誌社

電話(長)番町 二二番
振替貯金口座 七九八三番

小河岳洋先生著

(既刊)

丁未課筆

春の卷

定價金四十五錢

丁未課筆

夏の卷 定價金三十錢

築土俱樂部を公開して一點の秘密なく談笑を採録せられたる丁未課筆春の卷
は大に江湖の歡迎を受け好評噴々として其次號の出版を喝望せらるる諸君の
多き際先生尙ほ稿を續け今や積んで章を成すもの三百有余苟も先生の淨玻璃
の鏡に影したるものは巨を逸せず細を漏さず先生極致の筆鋒を以て或は春秋
的に或は諷刺的に或は諧謔的に振はれたり雖も獄務事情に接近したる條項
多きは蓋し自然也而して其文字は千變萬化にして興味津津益々妙境に進み讀
者をして恍惚卷に飽かさらしむ即ち先生に請ふて丁未課筆夏の卷と題し以て
有志諸君の希望に應ずることなせり部數限りあれば速かに下名に申込るべ
し

追て丁未課筆春の卷、夏の卷併せて御希望の諸君には兩卷にて定價金六拾
錢にて御需めに應すべし

明治四十年拾一月二十日

東京市麴町區飯田町五丁目三十番地

宮下 鈞太郎

◎定價改正廣告

一勝友叢誌

一部 金六錢
一個年(十二冊) 金六拾六錢 (郵税)

近年印刷職工賃金及洋紙價騰貴ノ結果トシテ止ムヲ得
ス明治四十一年一月初刊號ヨリ前記ノ如ク改正シ之ト
同時ニ記事ノ精撰ニ努力可致候間倍舊御愛讀願上候敬
白

明治四十年十一月

東京市四谷區
愛住町二番地

勝友叢誌社

電話(長)番町二二番
振替貯金口座七九八三番

小河岳洋先生著 (既刊)

丁未課筆 春の卷 定價金四十五錢
丁未課筆 夏の卷 定價金三十錢

築土俱樂部を公開して一點の秘密なく談笑を採録せられたる丁未課筆春の卷
は大に江湖の歡迎を受け好評噴々として其次號の出版を喝望せらるる諸君の
多き際先生尙ほ稿を續け今や積んで章を成すもの三百有余苟も先生の淨玻璃
の鏡に影したるものは巨を逸せず細を漏さず先生極致の筆鋒を以て或は春秋
的に或は諷刺的に或は諧謔的に振はれたり雖も獄務事情に接近したる條項
多きは蓋し自然也而して其文字は千變萬化にして興味津々益々妙境に進み讀
者をして恍惚卷に飽かさらしむ即ち先生に請ふて丁未課筆夏の卷を題し以て
有志諸君の希望に應ずることゝなせり部數限りあれば速かに下名に申込るべ
し

追て丁未課筆春の卷、夏の卷併せて御希望の諸君には兩卷にて定價金六拾
錢にて御需めに應ずべし

明治四十年拾一月二十日

東京市麴町區飯田町五丁目三十番地

宮下 鈞太郎

會費送附方

局振名	宛名	番地	肩書
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正	五丁目三十番地	東京市麴町區飯田町

明治四十年十一月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼編輯人 磯村政富
 印刷人 磯村兌貞
 東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地
 發行所 監獄協會
 東京市神田區鎌倉町七番地
 印刷所 東京書院活版部
 東京市神田區鎌倉町七番地
 賣捌所 同支店

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 (監獄協會雜誌第貳拾卷第拾壹號) (明治四十年十一月二十日發行每月一回二十日發行)

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可